

平成20年度環境基本計画の点検のためのアンケート調査

環境基本計画で期待される地方公共団体の取組
についてのアンケート調査

報 告 書
(概要版)

平成20年度調査

目 次

第 I 章 調査結果の要約.....	1
第 II 章 アンケート調査の概要	5
(1) 調査の目的	5
(2) 調査の時期と回収状況	5
(3) 調査の内容	5
第 III 章 集計結果の概要.....	7
1. 環境施策の主体としての総合的な取組について	7
(1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況	7
(2) 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組.....	10
(3) 環境問題に関する問題意識と重点取組	12
(4) 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況	13
(5) 域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(都道府県のみ)	15
(6) 環境保全に関する 13 項目の取組状況.....	16
2. 事業者に対する取組について	18
(1) 事業者の環境保全への取組促進施策の実施状況	18
(2) 事業者との連携・協働の取組状況	19
(3) 事業者との環境保全に関する協定の締結	21
3. 住民・NPOなどに対する取組について.....	25
(1) 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況.....	25
(2) 住民との連携・協働の取組	26
(3) 環境NPO等との連携・協働の取組	28
(4) 環境NPO等の支援・育成の実施状況	30
(5) その他の自主的な取組推進のための施策	31
4. 情報の提供・収集に関する取組について	32
(1) 環境保全施策に関する情報提供の方法	32
(2) 実施している情報提供の内容	34
(3) 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況	35
(4) 環境保全計画・条例の策定や見直しにおける住民からの意見取入の実施状況	36
5. 国際的な取組について.....	37
(1) 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況	37
6. 事業者・消費者としての取組について	38
(1) 環境保全に資する率先行動の実施状況	38
(2) 環境保全に資する率先行動による効果	40
(3) 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動.....	41

第1章 調査結果の要約

「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」(以後、本調査)は、平成18年4月に閣議決定された第三次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況や進捗等の把握を目的に実施したものである。

平成20年度の本調査では、環境基本計画に沿って調査項目の調整を行い、全地方公共団体1,851団体(47都道府県、17政令指定都市ならびに東京都23特別区、1,764市町村)を対象に、平成21年2月20日から同3月29日にかけて郵送によるアンケート調査を行った。有効回答数は1,450団体であり、回答率は78.3%であった。調査結果の概要は以下のとおりである。また、集計・分析では、平成20年度の本調査結果と平成18年度、平成19年度の調査結果との比較もあわせて行っている。

1. 環境施策の主体としての総合的な取組について

- 地方公共団体の環境関連の取組において、条例の制定・計画の策定・数値目標の設定の取組状況について、自治体が「実施中」もしくは「検討中」であると答えた割合をみると、平成18年度に比べて多くの項目(条例・計画・数値目標)において増加がみられる。しかし、平成19年度に比べると減少しているものが多く、3か年度の全体的な経年変化としては、ほぼ横ばいの状態にある。ただし、「検討中」を除いた「実施中」の割合のみを比べると、多くの項目が平成18、19年度から増加傾向にある。
- 条例の制定については、『環境政策の基本を定める条例』の制定を「実施中」の自治体が46.0%となっている以外は、『環境影響評価に関する条例』7.0%、『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』1.1%と低い。
- 計画の策定については、『環境に関する総合的な計画』が43.8%、『地球温暖化防止に関する計画』が33.7%で、この2項目は平成19年度調査に比べ伸びがみられる。
- 数値目標の設定については、『廃棄物削減やリサイクル』の数値目標設定を実施している自治体が42.6%で、『地球温暖化対策』の32.8%とともに、他の項目と比較して高い割合となっている。また、その割合が平成18、19年度に比べて増加している。
- 計画の策定で『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」もしくは「検討中」と答えた自治体882団体のうち、80.8%が国の環境基本計画を「参考にした(している)」と答えており、平成18、19年度と同程度の割合になっている。
- 『環境に関する総合的な計画』の策定を「実施中」と答えた自治体635団体のうち78.3%が、計画策定は具体的な環境施策の展開に「つながっている」と答えており、こちらも平成18、19年度と同程度の割合になっている。策定済み635団体のうち、事業者や住民に対する計画の普及・啓発を実施している自治体は83.1%にのぼり、平成18、19年度に比べて僅かながら増加している。策定済み635団体の63.1%が策定後に計画の実施状況の点検を実施しており、平成18、19年度と同程度の割合になっている。
- 環境問題の中で、問題意識をもっているもの、重点的な取組としているものについて、それぞれ優先順位の高い取組を複数回答で5項目選択する設問に対し、問題意識、重点取組のどちらにおいても『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』(問題意識75.7%、重点取組73.4%)、『地球温暖化』(問題意識77.4%、重点取組65.0%)と答えた自治体が多く、廃棄物関連問題や地球温暖化の問題の取組を優先する傾向がみられる。いずれも平成19年度調査とほぼ同程度の割合である。

- 環境問題に関する対策・施策等における周辺自治体との連携・協力について、広域連携により実施している取組として『廃棄物処理の検討』をあげた自治体が56.0%で最も多く、次いで『流域を考慮した水環境保全』が42.3%で多い。平成18年度からの経年変化をみると、いずれの項目も減少もしくは横ばいの推移となっている。自治体の属性別にみると、都道府県や政令指定都市では『流域を考慮した水環境保全』、『環境情報の共有』、『大気汚染対策』で広域連携による取組を展開している自治体が多く、市区町村では『廃棄物処理の検討』に取り組む自治体が多い。
- 都道府県による域内の市区町村に対する支援・調整の取組状況については、『環境情報の提供』を実施している都道府県が91.5%を占めており、これに次いで『人材派遣や研修などの人材育成』70.2%、『各種環境保全計画策定支援』68.1%、『環境マネジメントシステムの導入』51.1%が多い。いずれの項目も「実施中」の割合が高く、「検討中」の割合が低くなっており、市区町村に対する支援・調整をほとんどの都道府県が既に実施・展開している状況がうかがえる。
- 環境保全に関する13項目の取組状況では、『新エネルギーの活用』を「実施中」もしくは「検討中」としている自治体が多く（重点実施12.5%、実施中21.0%、検討中26.1%：計59.6%）次いで『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』が多い（重点実施4.2%、実施中29.1%、検討中21.5%：計54.8%）。全項目にわたって「重点実施」の割合が「実施中」の割合よりも低いが、都道府県、政令指定都市における『新エネルギーの活用』については、「重点実施」が「実施中」より高くなっている。また、『化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組』については、自治体全体では「重点実施」1.1%、「実施中」8.8%と実施率は低いが、属性別にみると都道府県、政令指定都市では「実施中」の自治体の割合が高くなっている（都道府県76.6%、政令指定都市58.8%）。

2. 事業者に対する取組について

- 事業者(企業や各種事業所等)による環境保全への取組を促進するための施策17項目の実施状況では、廃棄物対策や水質汚濁・大気汚染防止などの直接的な環境負荷削減を目指した施策を実施している自治体が多く、その傾向は平成18、19年度と比べてほとんど変化していない。「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の3手法別に実施状況を見ると、実施自治体が多い手法は「普及・啓発」(17項目平均実施率33.4%)で、「支援・誘導」(同5.5%)と「規制的手法」(同4.6%)は少なく、平成18、19年度の平均実施率とほぼ同程度となっている。
- 事業者との連携・協働の取組(環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など)の実施状況については、「実施中」の自治体が35.6%あるものの、「予定なし」と答えた自治体が50.2%で5割を超えている。しかし、都道府県、政令指定都市、市区町村とも、平成18、19年度に比べると事業者との連携・協働を実施している割合は増加しており、特に都道府県及び政令指定都市においては、ほぼすべての自治体が実施済みとなっている。
- 事業者との連携・協働を実施していると答えた自治体516団体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』と答えた自治体が84.3%で最も多く、次いで『事業者からの呼びかけ』が32.9%で多い。政令指定都市は『他主体からの呼びかけ』が47.1%で、都道府県、市区町村に比べて2倍ほどの割合になる特徴がみられる。
- 同様に連携・協働を実施している516団体に対し、連携・協働にあたり期待する事項について複数回答を可として訊ねたところ、『事業者とのパートナーシップの構築』、『事業者の自発的取組の推進』、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』が6~7割で突出して高い。『環境保全活動に係わる指導者の育成』、『事務経費削減』の割合は、都道府県、市区町村は低いが政令指定都市では高い。
- 事業者と環境保全に関する協定を締結した自治体は、全体の53.2%を占める。協定を締結済みの自治体771団体に対し、協定締結を導入した理由について複数回答を可として訊ねたところ、『地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる』と答えた自治体が72.4%で最も多く、次いで『予測される公害を事前にチェックできる』が51.9%で多い。平成18、19年度も同様の傾向になっている。

- また、協定を締結済みの自治体 771 団体のうち 41.0%が協定締結は『効果的な手法である』と答えており、『内容によっては効果的となる』の 46.7%を含めて 87.7%の自治体が効果的と認識している。

3．住民・NPOなどに対する取組について

- 住民による環境保全の取組を促進するための施策 24 項目の実施状況で、実施している割合が高い施策は、廃棄物対策やグリーン購入など環境負荷削減に関連する施策や、直接的な環境汚染防止のための施策となっている。「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の 3 手法別に実施状況をみると、「普及・啓発」を実施している自治体が多く（24 項目の平均実施率 47.5%）、「支援・誘導」（同 11.0%）と「規制的手法」（同 4.9%）の実施率は低い。平成 18、19 年度に比べると 3 手法とも、平均実施率が僅かに減少している。
- 住民との連携・協働による取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル活動、環境学習等）の実施状況については、「実施中」の自治体が全体の 62.6%を占め、平成 18、19 年度と比べて、ほぼ横ばいの推移になっている。都道府県、政令指定都市ではほとんどの自治体の実施しており、住民と連携・協働によるイベント・活動の実施が一般化、定着化しつつあることがうかがえる。
- 住民との連携・協働を実施している自治体 907 団体に対し、連携・協働の経緯について複数回答を可として訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』が全体の 85.3%で最も高い。政令指定都市は全市が『行政からの呼びかけ』で実施しているほか、『住民からの呼びかけ』で実施している割合も高い。
- 環境NPO等との連携・協働の取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル活動、環境学習等）の実施状況については、「実施中」の自治体が全体の 40.4%を占め、平成 18 年度、平成 19 年度に比べて僅かに増加している。都道府県と政令指定都市で「実施中」の自治体が平成 18 年度から一貫して 9 割を超えているのに対し、市区町村では 4 割弱にとどまり、NPO等との連携・協働が市区町村では都道府県・政令指定都市ほど一般的に実施されていない状況がうかがえる。
- 環境NPO等との連携・協働を実施している自治体 586 団体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねた設問では、全体の 77.0%が『行政からの呼びかけ』で実施したと答えている。次いで、『環境NPO等からの呼びかけ』が 44.2%で高い。政令指定都市は『環境NPO等からの呼びかけ』が 70.6%で都道府県、市区町村より高く、NPO等からの自発的な活動が他の属性に比べて活発に展開されているといえる。
- 環境NPO等の民間団体の支援・育成の取組の実施状況については、「実施中」の自治体が全体の 31.1%で、平成 18、19 年度と比べて大きな変化はみられない。都道府県と政令指定都市は、「実施中」の自治体が 9 割近くを占めるが、市区町村は 3 割に満たない結果になっている。平成 18、19 年度と比較すると、都道府県では減少傾向（前年比で 8.4 ポイント減）、政令指定都市では増加傾向（前年比で 6.9 ポイント増）、また市区町村では横ばいの傾向がみられる。

4．情報提供・情報収集に関する取組について

- 地域の環境保全施策の実施にあたり、自治体が情報提供を行う際に利用する方法や媒体については、『広報誌やパンフレット』が 76.3%で最も高く、次いで『ホームページ』の 54.3%が高い。また、『環境の日・環境月間』（47.2%）及び『環境セミナー・展示会』（45.3%）も 5 割には満たないが、他の方法・媒体に比べて多くの自治体の実施している。平成 18、19 年度と比べて大きな変化はみられないが、全体的に増加傾向にあり、自治体が情報提供を行う際に選択する方法・媒体が年々、多様化しつつあることがうかがえる。
- 環境保全施策の情報提供で、具体的に提供している情報の内容としては、『暮らしの中の工夫や行動』の情報提供を行っている自治体が 54.3%で最も多く、次いで『環境問題に対する政策』が 51.7%で高い。平成 18、19 年度からの経年変化をみると、増加幅が大きいものがみられ（前年比『環境問題に対する政策』5.8 ポイント増、『地球環境問題』5.8 ポイント増、『暮らしの中の工夫や行動』5.4 ポイン

ト増、『地域環境問題』4.8ポイント増) 自治体にとって環境問題の現状や課題、暮らしや身近な地域との関連性などの周知が情報提供内容の中心になっていることがうかがえる。反対に、『企業活動に伴う環境負荷』、『企業の環境保全取組』といった企業関連の情報提供を行っている自治体は少ない。

- 環境保全施策の推進過程における住民からの意見取入方法について、自治体が実施している割合が高い方法は『審議会』49.7%、『自治会・町内会からの意見聴取』40.3%で、その他、『アンケート』、『意見交換・ワークショップ・協議会等』、『パブリックコメント』も3割以上の自治体が実施している。都道府県、政令指定都市では『自治会・町内会からの意見聴取』を除き、いずれの方法も実施している割合が高くなっているが、市区町村では4割を超える『審議会』と『自治会・町内会からの意見聴取』以外の方法を実施している自治体が少ない。
- 環境保全に関する計画の策定や条例の見直しの過程で、住民等の意見取入を「実施中」と答えた自治体は全体の42.2%を占める。都道府県、政令指定都市はほとんどの自治体が実施しているが、市区町村においては39.9%の自治体にとどまる。

5. 国際的な取組について

- 環境保全に関する国際的な協力等の取組の実施状況については、いずれの取組項目も「実施中」の自治体は僅かであり、実施する「予定はない」と答えた自治体が9割以上を占めている。
- 都道府県は『開発途上国からの研修員の受け入れ』の取組を66.0%の自治体が実施しており、政令指定都市は取組すべてを5~8割が実施していることから、都道府県、政令指定都市では、環境関連分野の国際協力を積極的に取り組んでいる自治体が多くなっていることがうかがえる。市区町村については、いずれの取組も「実施中」、「検討中」の割合が低く、環境関連分野の国際協力の取組事例が少ない現状にあることがうかがえる。

6. 事業者・消費者としての取組について

- 事業者・消費者の一主体としての地方公共団体が率先している環境保全行動として、19の取組項目の実施状況を訊ねたところ、「実施中」の割合が高い上位8項目は<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>、下位11項目は<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>に分類できる。
- <職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>は、「実施中」の自治体がいずれの取組項目も80%以上あり、既に多くの自治体で習慣化、定着化しつつある行動やルールとなっていることがうかがえる。<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>は、『ノー残業デー』の71.3%から『庁舎のE S C O事業導入』の6.3%まで、取組項目によって実施率に差がみられる。平成19年度と比較すると、『公共交通・自転車の利用』(6.9ポイント増)、『ノー残業デー』(5.2ポイント増)、『率先実行計画の制定』(4.9ポイント増)などで増加がみられる。
- 環境保全行動の率先的な実行による効果について複数回答を可として訊ねた設問では、『職員の環境意識向上』をあげる自治体が全体の77.1%で最も多く、これは<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>が率先行動の取組項目で上位を占めている結果にも反映されている。次いで『諸経費の節減』(64.8%)を効果としてあげる自治体が多く、環境保全行動の率先的な実行が、省エネや資源節約によるコスト削減にもつながっていることがうかがえる。
- 本庁舎で導入している環境マネジメントシステムについて、その対象となっている活動を複数回答を可として訊ねた設問に対し、回答のあった自治体は423団体である。このうち88.2%が『省エネ・グリーン購入などの通常業務』を本庁舎における環境マネジメントシステムの対象としてあげている。その他、『環境担当部局の環境施策』(56.0%)、『環境担当部局以外の施策』(54.1%)も、5割以上の自治体が対象としている。いずれの対象活動も、平成18、19年度と比較して大きな変化はみられず、ほぼ横ばいの推移になっている。

第 II 章 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

平成 20 年度の本調査は、平成 18 年 4 月に新たに閣議決定された「第三次環境基本計画」における行政に期待される役割について、全国の地方公共団体を対象として、その取組や進捗の状況の把握を目的とした調査である。地方公共団体を対象とした環境基本計画の進捗状況に関わる調査としては、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 18 年度、平成 19 年度に続き 5 回目の調査となる。

主たる調査項目は、前回（平成 19 年度）、前々回（平成 18 年度）の調査に引き続き以下の 6 つである。

- 環境施策の主体としての総合的な取組について
- 事業者に対する取組について
- 住民等に対する取組について
- 情報の提供・収集に関する取組について
- 国際的な取組について
- 事業者・消費者としての取組について

(2) 調査の時期と回収状況

全ての地方公共団体すなわち 1,851 団体(47 都道府県、17 政令指定都市、東京都 23 特別区および 1,764 市町村)を対象として、平成 21 年 2 月 25 日から同 3 月 29 日にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。

期間内に 1,450 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 78.3%(前回の平成 19 年度調査 77.9%)である。

図表 II-1 発送回収数

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,851 団体	47 団体	17 団体	1,787 団体
有効回収数	1,450 団体	47 団体	17 団体	1,386 団体
有効回収率	78.3%	100.0%	100.0%	77.6%
回収構成割合	100.0%	3.2%	1.2%	95.6%

(3) 調査の内容

環境施策の主体としての総合的な取組について

- 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況
- 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組の実施状況
- 地域の自然環境保全を図る独自組織の設置状況
- 環境保全に関わる事業の実施状況
- 環境問題に関する問題意識と重点取組
- 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況
- 都道府県による域内市区町村の取組支援・調整の実施状況
- 環境保全に関する 13 項目の取組状況

事業者に対する取組について

- 事業者の環境保全への取組推進施策の実施状況
- 事業者との連携・協働の実施状況
- 事業者との環境保全に関する協定締結の実施状況

住民等に対する取組について

- 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況
- ごみの分別回収の実施状況(政令指定都市を除く市区町村のみ)
- 住民との連携・協働の実施状況
- 環境NPO等との連携・協働や支援・育成の実施状況
- その他の各主体による自主的な取組促進施策の実施状況
- エコツーリズムを推進するための施策
- 体験型環境教育・環境学習の実施状況

情報の提供・収集に関する取組について

- 環境保全施策の展開における提供方法の方法
- 実施している情報提供の内容
- 住民からの意見の取入と公表の実施状況

国際的な取組について

- 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況

事業者・消費者としての取組について

- 環境保全に資する率先行動の実施状況とその効果
- 環境マネジメントシステムの導入部門と対象活動

基本属性(市区町村のみ)

- 人口
- 歳出額
- 農業生産額
- 工業出荷額
- 小売業販売額
- 乗用車保有台数

【調査結果の集計・分析の方法について】

- ・本調査は全国のすべての自治体を対象とした調査であるが、各回答割合の算出では、全国の自治体数(母集団数)でなく、調査票を回収した自治体数または属性別自治体数を基数(n)とし、この基数を100%にした回答割合の算出を行っている。
- ・基数から「無回答」の除外は行っていない。(一部の設問については注記を行った上で、「無回答」を除外し、その設問に対し回答のあった自治体数を基数としている。)
- ・回答割合は少数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答設定の設問の中には回答割合の合計が100.0%とまらないものもある。
- ・複数回答設定の設問はすべて、回答割合の合計が100.0%にならない。
- ・平成18、19年度との比較分析では、2ポイント以上4ポイント未満の変化を「微増」或いは「微減」、4ポイント以上の変化を「増加している」或いは「減少している」とした表記を行っている。

第 III 章 集計結果の概要

1. 環境施策の主体としての総合的な取組について

(1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定の状況

【全体的な傾向】(図表 1-2)

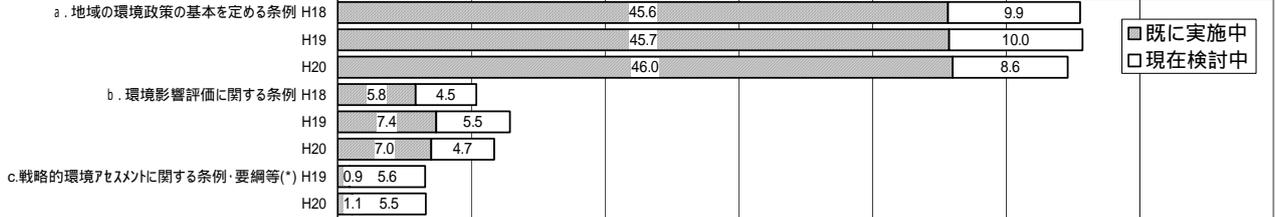
- 地方公共団体における環境関連の条例の制定・計画策定・数値目標設定の取組状況について、「既に実施中」と「現在検討中」を含めた割合をみると、平成 18 年度に比べて多くの項目が増加したが、平成 19 年度に比べると減少したものが多く、3 か年度の全体的な経年変化としては、ほぼ横ばいの状態にある。しかし、「既に実施中」の割合のみでみると、多くの項目が3 か年にわたり増加傾向にある。
- 「既に実施中」の割合が平成 19 年度調査と比較して最も増加した3 項目は、計画策定：『地球温暖化防止に関する計画』(6.8 ポイント増)、数値目標設定：『地球温暖化対策』(4.7 ポイント増)、計画策定：『環境に関する総合的な計画』(3.7 ポイント増)である。
- 地域の環境政策に関する条例の制定については、『環境政策の基本を定める条例』で「既に実施中」の割合が 46.0%ある以外は、『環境影響評価に関する条例』7.0%、『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』1.1%と低い。
- 環境保全に関する計画の策定では、『環境に関する総合的な計画』の「既に実施中」の割合が 43.8%、『地球温暖化防止に関する計画』が 33.7%と高く、2 項目とも平成 19 年度に比べて増加幅も大きい。
- 独自の数値目標の設定については、『廃棄物削減やりサイクル』の「既に実施中」の割合が 42.6%、『地球温暖化対策』が 32.8%と高く、また、多くの項目の「既に実施中」の割合が平成 18、19 年度に比べて増加している。

【基本属性別の特徴】(図表 1-3)

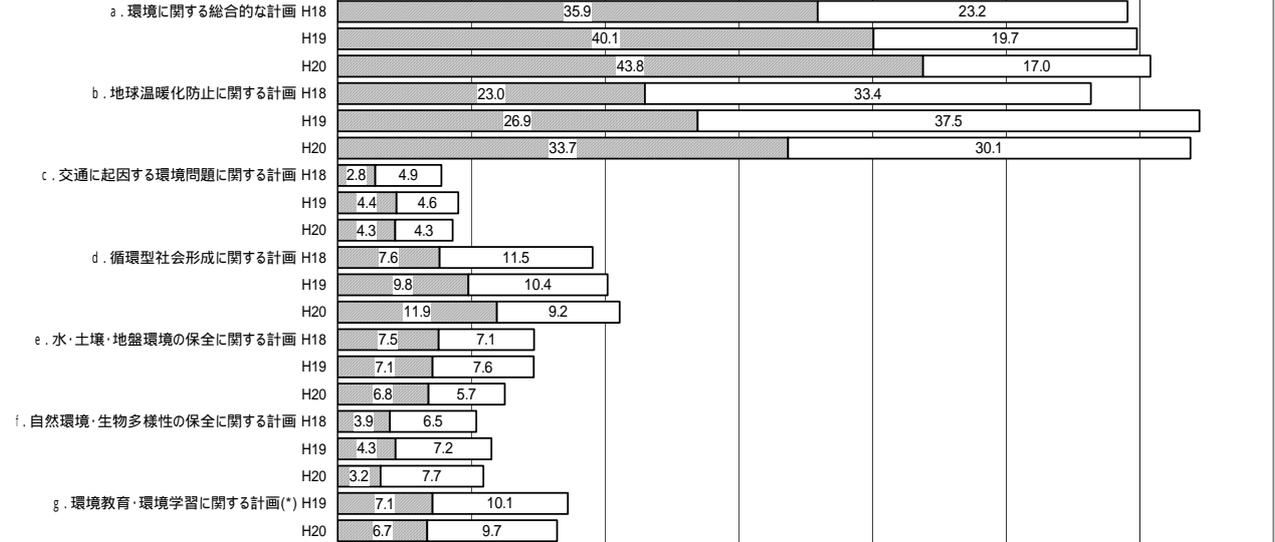
- 基本属性別(都道府県、政令指定都市、市区町村別)にみると、項目全体にわたり都道府県と政令指定都市の実施率が高くなっている。
- 条例の制定と計画の策定では、特に、『地域の環境政策の基本を定める条例』及び『環境影響評価に関する条例』の制定、『環境に関する総合的な計画』及び『地球温暖化防止に関する計画』の策定の「実施中」の割合が、都道府県、政令指定都市ともに 8 割以上と高く、また『交通に起因する環境問題に関する計画』の策定も、政令指定都市では 82.4%と高い。
- 数値目標の設定では、都道府県の「実施中」の割合が 7 項目中 6 項目で 8 割以上となっており、多くの都道府県が数値目標の設定を既に実施している。特に『地球温暖化対策』及び『廃棄物削減やりサイクル』については共に 97.9%であり、ほとんどの都道府県が実施している。政令指定都市では多くの項目で「実施中」が 5 割以上となっており、その中で『廃棄物削減やりサイクル』の数値目標設定を「実施中」としている割合が 88.2%で突出して高い。
- 基本属性別にみて、「実施中」の割合が平成 19 年度に比べて大きく増加した項目は、いずれも計画の策定に関する項目で、都道府県の『地球温暖化防止に関する計画』(15.5 ポイント増)、『循環型社会形成に関する計画』(13.9 ポイント増)、『水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画』(11.9 ポイント増)、政令指定都市における『交通に起因する環境問題に関する計画』(13.6 ポイント増)となっている。
- 市区町村においては、「実施中」及び「検討中」の割合はいずれもそれほど高くないが、『地域の環境政策の基本を定める条例』の制定、『環境に関する総合的な計画』の策定、『廃棄物削減やりサイクル』の数値目標設定を「実施中」としている割合が 4 割強で比較的高い。

図表 III-1 条例制定、計画策定、数値目標設定の状況（3 か年比較）

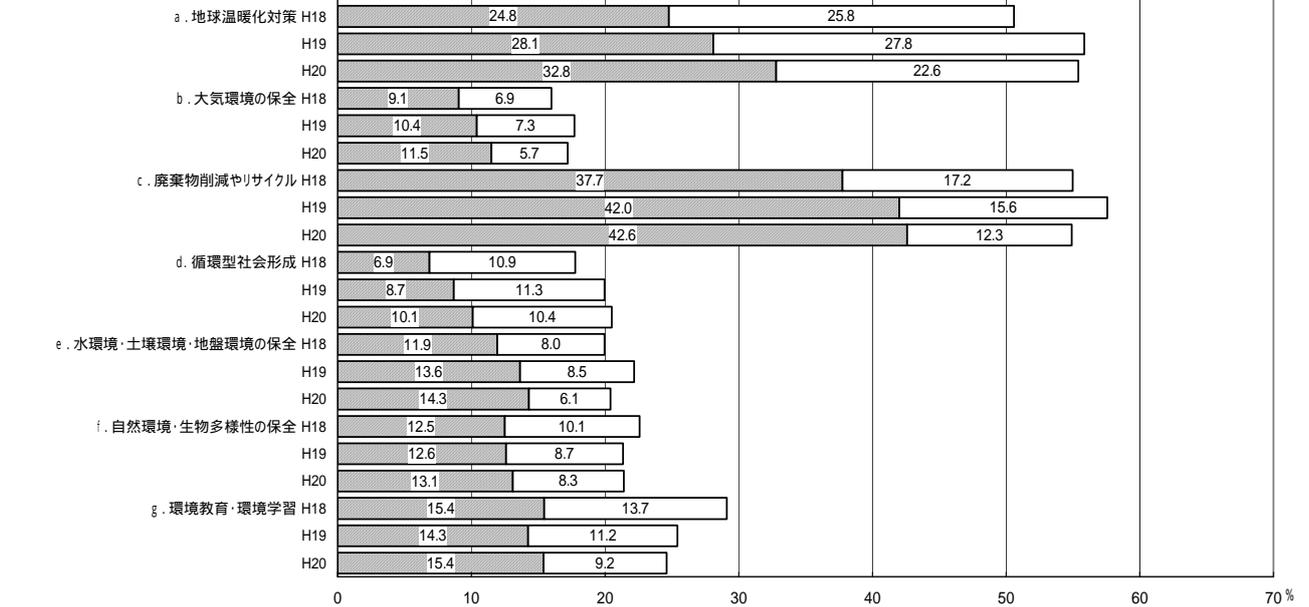
地域の環境政策に関する条例の制定



地域の環境保全に関する計画の策定



独自の数値目標の設定



(注) *印は平成19年度より追加された設問項目を示す。

図表 III-2 条例策制定、計画策定、数値目標設定の状況（基本属性別3か年比較）（％）

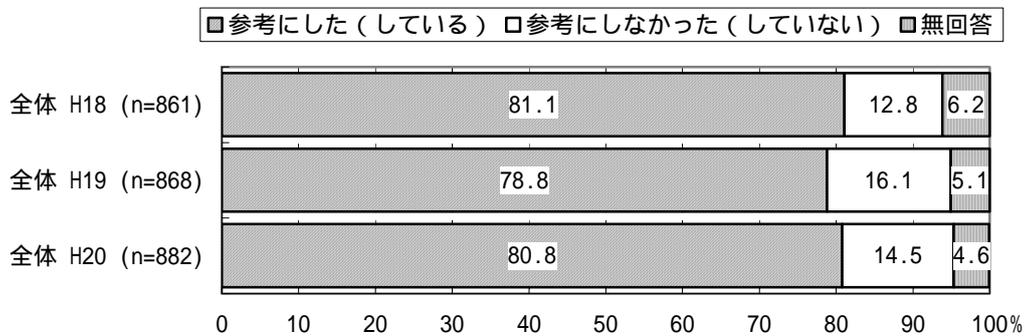
基本属性	全体		都道府県		政令指定都市		市区町村	
	H18 n= 1,457	H18 n= 39	H18 n= 12	H18 n= 406	H19 n= 1,452	H19 n= 46	H19 n= 16	H19 n= 1,390
	H20 n= 1,450	H20 n= 47	H20 n= 17	H20 n= 386				
取組状況	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
地域の環境政策に関する条例の制定								
a. 地域の環境政策の基本を定める条例	45.6	9.9	97.4	0.0	100.0	0.0	43.7	10.2
	45.7	10.0	100.0	0.0	100.0	0.0	43.3	10.4
	46.0	8.6	97.9	0.0	88.2	0.0	43.7	9.0
b. 環境影響評価に関する条例	5.8	4.5	97.4	0.0	91.7	8.3	2.6	4.6
	7.4	5.5	100.0	0.0	81.3	18.8	3.5	5.5
	7.0	4.7	97.9	0.0	82.4	17.6	3.0	4.7
c. 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等(*)	0.9	5.6	4.3	39.1	6.3	50.0	0.7	4.0
	1.1	5.5	10.6	38.3	11.8	52.9	0.6	3.8
地域の環境保全に関する計画の策定								
a. 環境に関する総合的な計画	35.9	23.2	100.0	0.0	91.7	8.3	33.6	24.0
	40.1	19.7	100.0	0.0	100.0	0.0	37.4	20.6
	43.8	17.0	97.9	0.0	100.0	0.0	41.3	17.8
b. 地球温暖化防止に関する計画	23.0	33.4	79.5	0.0	91.7	8.3	20.8	34.5
	26.9	37.5	73.9	0.0	87.5	6.3	24.7	39.1
	33.7	30.1	89.4	0.0	82.4	17.6	31.2	31.3
c. 交通に起因する環境問題に関する計画	2.8	4.9	20.5	5.1	75.0	16.7	1.7	4.8
	4.4	4.6	26.1	4.3	68.8	18.8	2.9	4.5
	4.3	4.3	29.8	4.3	82.4	11.8	2.5	4.2
d. 循環型社会形成に関する計画	7.6	11.5	41.0	2.6	50.0	16.7	6.3	11.7
	9.8	10.4	45.7	0.0	56.3	6.3	8.1	10.8
	11.9	9.2	59.6	0.0	58.8	5.9	9.7	9.5
e. 水・土壌・地盤環境の保全に関する計画	7.5	7.1	46.2	5.1	66.7	8.3	6.0	7.2
	7.1	7.6	41.3	2.2	56.3	12.5	5.4	7.7
	6.8	5.7	53.2	2.1	52.9	5.9	4.7	5.8
f. 自然環境・生物多様性の保全に関する計画	3.9	6.5	20.5	12.8	16.7	25.0	3.3	6.1
	4.3	7.2	32.6	10.9	18.8	18.8	3.2	6.9
	3.2	7.7	29.8	31.9	5.9	35.3	2.2	6.5
g. 環境教育・環境学習に関する計画(*)	7.1	10.1	54.3	4.3	62.5	12.5	4.9	10.3
	6.7	9.7	61.7	2.1	52.9	23.5	4.3	9.8
独自の数値目標の設定								
a. 地球温暖化対策	24.8	25.8	97.4	2.6	91.7	8.3	22.2	26.6
	28.1	27.8	97.8	2.2	87.5	12.5	25.1	28.8
	32.8	22.6	97.9	0.0	76.5	17.6	30.1	23.4
b. 大気環境の保全	9.1	6.9	74.4	5.1	66.7	0.0	6.8	7.0
	10.4	7.3	78.3	2.2	62.5	12.5	7.6	7.4
	11.5	5.7	83.0	0.0	70.6	11.8	8.4	5.8
c. 廃棄物削減やリサイクル	37.7	17.2	97.4	2.6	100.0	0.0	35.6	17.8
	42.0	15.6	97.8	0.0	93.8	0.0	39.6	16.3
	42.6	12.3	97.9	0.0	88.2	5.9	40.1	12.8
d. 循環型社会形成	6.9	10.9	61.5	5.1	41.7	8.3	5.0	11.1
	8.7	11.3	60.9	6.5	56.3	6.3	6.4	11.5
	10.1	10.4	61.7	2.1	41.2	0.0	7.9	10.8
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全	11.9	8.0	89.7	0.0	75.0	0.0	9.2	8.3
	13.6	8.5	89.1	0.0	68.8	12.5	10.5	8.8
	14.3	6.1	87.2	0.0	70.6	5.9	11.2	6.3
f. 自然環境・生物多様性の保全	12.5	10.1	87.2	5.1	66.7	8.3	10.0	10.2
	12.6	8.7	82.6	4.3	56.3	18.8	9.8	8.8
	13.1	8.3	85.1	6.4	58.8	5.9	10.1	8.4
g. 環境教育・環境学習	15.4	13.7	84.6	2.6	66.7	8.3	13.1	14.0
	14.3	11.2	87.0	2.2	68.8	18.8	11.2	11.4
	15.4	9.2	83.0	0.0	52.9	17.6	12.6	9.5

- (注) 1. 上段：平成 18 年度、中段：平成 19 年度、下段：平成 20 年度を示す。
 2. 網掛けは 80%以上、下段・平成 20 年度の強調文字は平成 19 年度比 10 ポイント以上の増加を示す。
 3. *印は平成 19 年度より追加された設問項目を示す。

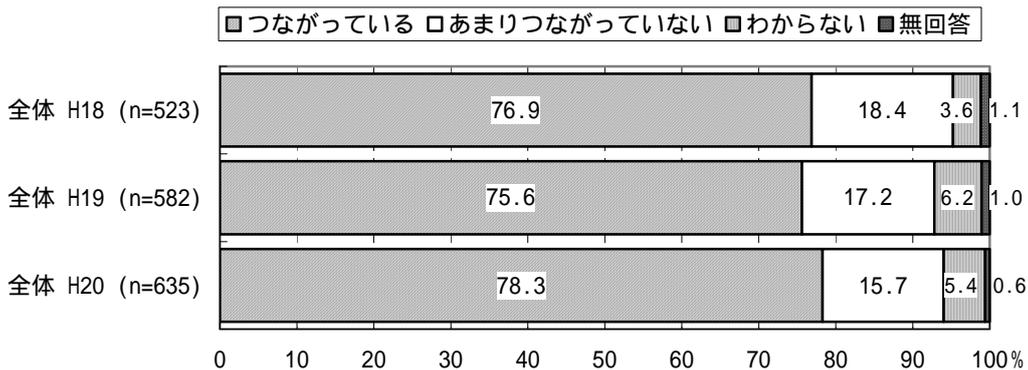
(2) 『環境に関する総合的な計画』の策定に関連する取組

- 前項「(1) 環境保全推進に関連した条例制定、計画策定、数値目標設定状況」の実施状況を見ると、『環境に関する総合的な計画』(環境基本計画)を策定済みの自治体(「既に実施中」と答えた自治体)及び「現在検討中」と答えた自治体は882団体となっている。
- そのうち、全体の80.8%が「国の環境基本計画」を「参考にした(している)」と答えており、平成18、19年度と同程度の割合になっている。
- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みの自治体635団体に対し、計画策定が具体的な環境施策の展開につながったか否かを訊ねたところ、78.3%が「つながっている」と答えており、こちらも平成18、19年度と同程度の割合になっている。

図表 III-3 『環境に関する総合的な計画』の策定に際しての国の環境基本計画の参考状況(3か年比較)
『環境に関する総合的な計画』の策定を「既に実施中」、「現在検討中」の自治体のみ



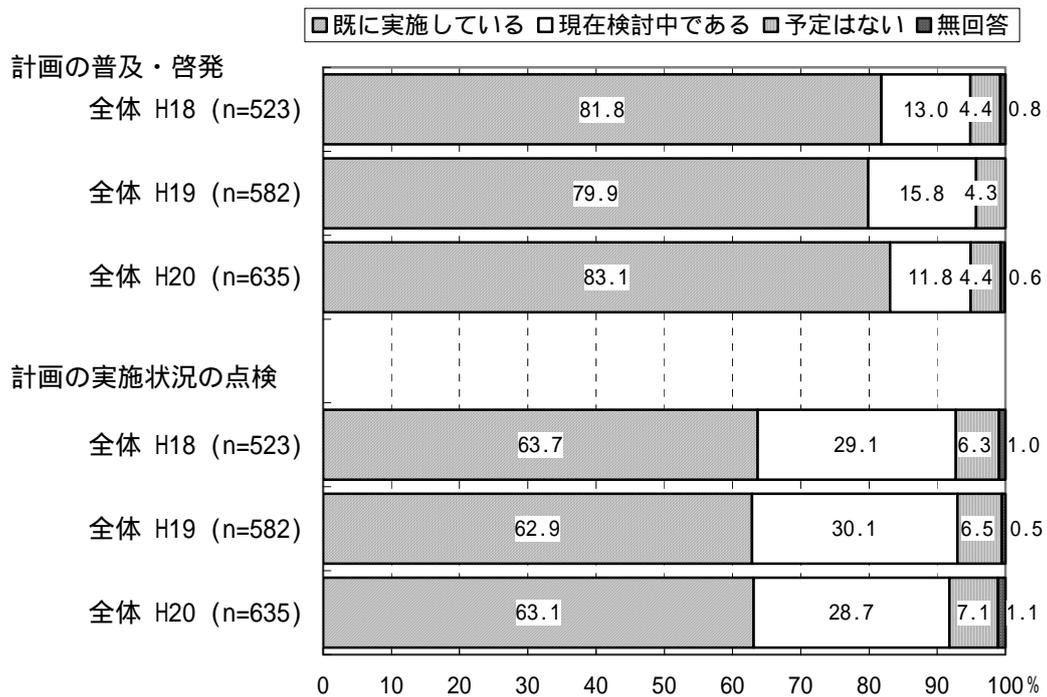
図表 III-4 『環境に関する総合的な計画』の具体的な施策への展開(全体)
『環境に関する総合的な計画』の策定を「既に実施中」の自治体のみ



- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みの自治体 635 団体のうち、事業者や住民に対する計画の普及・啓発を「既の実施している」と答えた自治体は 83.1%で、平成 18、19 年度と比べて微増している。
- 同様に策定済みの自治体に対し、『環境に関する総合的な計画』の策定後、計画の実施状況の点検を行っているか否かについて訊ねたところ、63.1%が「既の実施している」と答えており、平成 18、19 年度と比べて、同程度の割合になっている。

図表 III-5 『環境に関する総合的な計画』の事業者や住民への普及・啓発
ならびに実施状況の点検（3 か年比較）

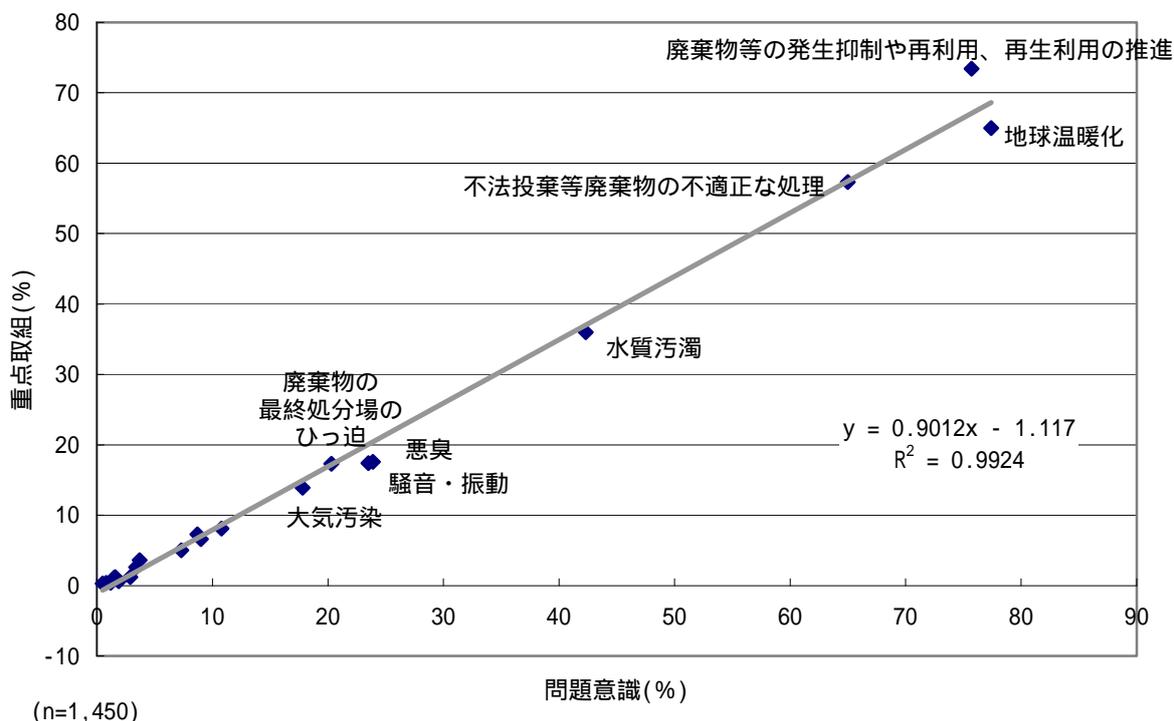
『環境に関する総合的な計画』の策定を「既の実施中」の自治体のみ



(3) 環境問題に関する問題意識と重点取組

- 環境問題の中で自治体が問題意識を持っているもの、及び重点的な取組を行っているものについて、それぞれ優先順位の高い取組を5つまで回答してもらったところ、各項目（取組）の問題意識、重点取組の割合の高さには相関関係がみられ、特に廃棄物関連問題や地球温暖化の取組を優先する傾向がみられる。
- 具体的には、『廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進』（問題意識75.7%、重点取組73.4%）、『地球温暖化』（問題意識77.4%、重点取組65.0%）、『不法投棄等廃棄物の不適正な処理』（問題意識65.0%、重点取組57.3%）を優先取組とする割合が高い。これらは平成19年度に比べて増減に大きな変化はみられない。

図表 III-6 環境問題に関する問題意識と重点取組の比重関係（複数回答）



図表 III-7 環境問題に関する問題意識と重点取組（3か年比較 / 複数回答） (%)

項目	問題意識				重点取組			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	72.6	77.8	75.7	-2.1	73.2	74.2	73.4	-0.8
地球温暖化	65.5	75.8	77.4	1.6	48.4	62.3	65.0	2.7
不法投棄等廃棄物の不適正な処理	64.1	64.4	65.0	0.6	53.6	57.2	57.3	0.1
水質汚濁	44.3	42.7	42.3	-0.4	35.1	35.7	36.0	0.3
悪臭	27.6	23.7	23.9	0.2	15.5	17.3	17.6	0.3
騒音・振動	23.7	22.7	23.5	0.8	13.0	17.6	17.4	-0.2
廃棄物の最終処分場のひっ迫	24.2	23.6	20.3	0.0	17.8	19.1	17.3	-1.8
大気汚染	17.5	17.0	17.8	0.8	11.9	12.5	13.9	1.4

(注) 網掛けは50%以上を示す。「増減」は平成19年度から平成20年度への変化ポイントである。

(4) 周辺地方公共団体との連携・協力の実施状況

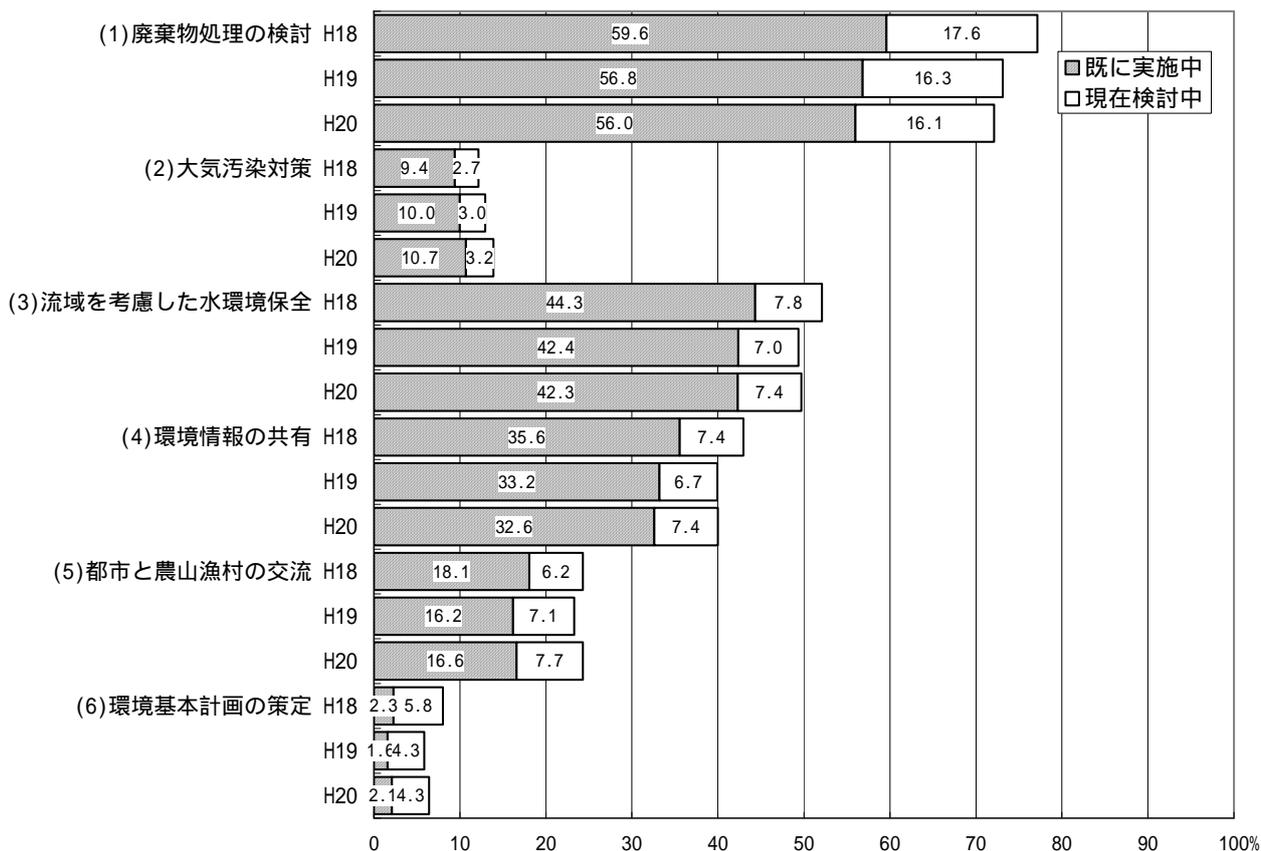
【全体的な傾向】(図表 I-9)

- 環境問題に関する対策・施策等で、周辺自治体と連携・協力している取組については、『廃棄物処理の検討』の「既の実施中」の割合が56.0%で最も高く、次いで『流域を考慮した水環境保全』42.3%、『環境情報の共有』32.6%が高くなっている。
- 「既の実施中」の割合は、多くの項目で平成18年度から平成20年度にかけて微減する傾向がみられる。「既の実施中」に「現在検討中」を加えた割合をみても、減少もしくは横ばいの傾向がみられる。

【基本属性別の特徴】(図表 I-10)

- 都道府県、政令指定都市の広域連携による取組状況をみると、「既の実施中」の割合が共通して5割を超えるものは『流域を考慮した水環境保全』(都道府県68.1%、政令指定都市94.1%)、『環境情報の共有』(都道府県61.7%、政令指定都市70.6%)、『大気汚染対策』(都道府県57.4%、政令指定都市70.6%)である。
- 『廃棄物処理の検討』については、政令指定都市(64.7%)と市区町村(56.3%)で5割を超えて高くなっている。

図表 III-8 広域連携の実施状況(3か年比較)



図表 III-9 広域連携の実施状況（基本属性別3か年比較）

(%)

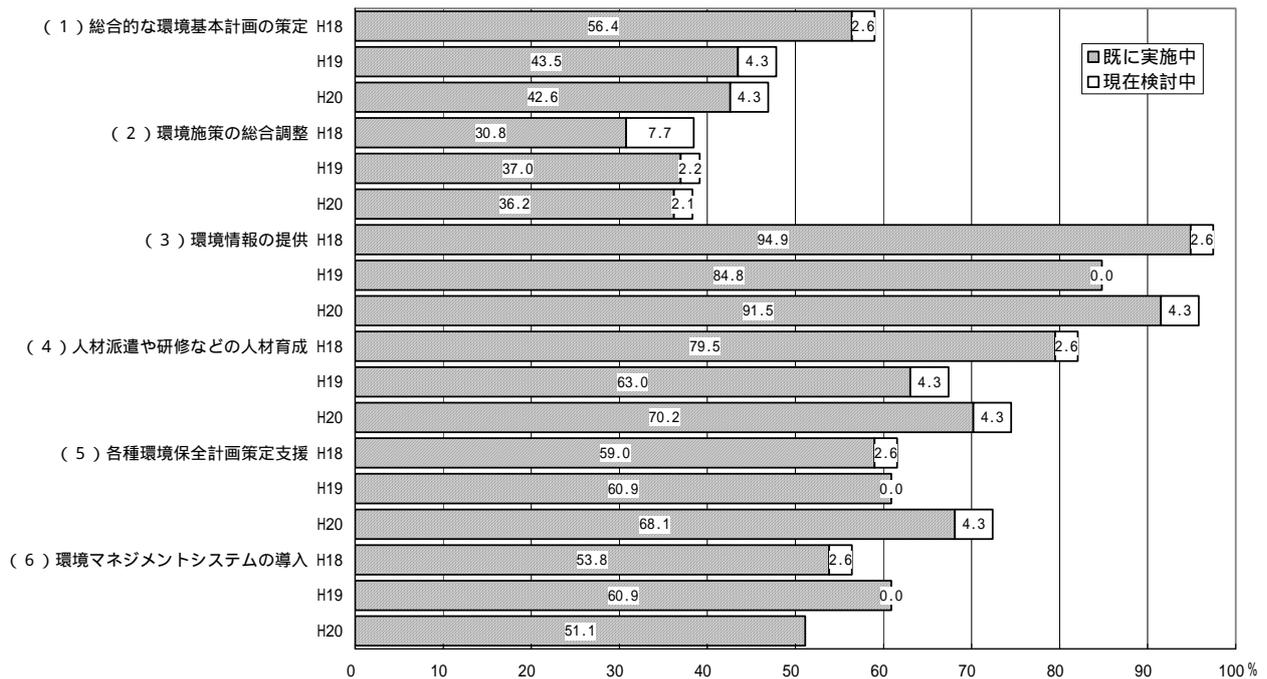
基本属性	全体		都道府県		政令指定都市		市区町村	
	H18 n= 1,457 H19 n= 1,452 H20 n= 1,450		H18 n= 39 H19 n= 46 H20 n= 47		n=12 n=16 n=17		n=1,406 n=1,390 n=1,386	
取組状況	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	59.6	17.6	43.6	10.3	83.3	0.0	59.8	17.9
	56.8	16.3	47.8	10.9	56.3	0.0	57.1	16.7
	56.0	16.1	42.6	8.5	64.7	5.9	56.3	16.5
(2) 大気汚染対策	9.4	2.7	61.5	0.0	75.0	0.0	7.4	2.8
	10.0	3.0	63.0	6.5	56.3	6.3	7.7	2.8
	10.7	3.2	57.4	4.3	70.6	5.9	8.4	3.1
(3) 流域を考慮した水環境保全	44.3	7.8	64.1	10.3	91.7	0.0	43.4	7.8
	42.4	7.0	69.6	4.3	87.5	0.0	40.9	7.2
	42.3	7.4	68.1	6.4	94.1	0.0	40.8	7.5
(4) 環境情報の共有	35.6	7.4	71.8	5.1	91.7	0.0	34.1	7.5
	33.2	6.7	65.2	8.7	68.8	6.3	31.7	6.7
	32.6	7.4	61.7	2.1	70.6	5.9	31.2	7.6
(5) 都市と農山漁村の交流	18.1	6.2	51.3	5.1	33.3	16.7	17.0	6.2
	16.2	7.1	50.0	4.3	12.5	31.3	15.1	6.9
	16.6	7.7	46.8	6.4	35.3	11.8	15.3	7.6
(6) 環境基本計画の策定	2.3	5.8	2.6	5.1	8.3	0.0	2.2	5.8
	1.6	4.3	4.3	6.5	6.3	0.0	1.4	4.2
	2.1	4.3	0.0	8.5	5.9	0.0	2.1	4.3

(注) 上段：平成18年度、中段：平成19年度、下段：平成20年度。網掛けは平成20年度の50%以上を示す。

(5) 域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(都道府県のみ)

- 都道府県による、域内の市区町村に対する支援・調整の実施状況では、「既に実施中」の割合が『環境情報の提供』(91.5%)で最も高く、次いで『人材派遣や研修などの人材育成』(70.2%)、『各種環境保全計画策定支援』(68.1%)、『環境マネジメントシステムの導入』(51.1%)が高い。
- 「既に実施中」に比べて「現在検討中」の割合はいずれの項目も少なく、市区町村に対する支援・調整の取組を既に展開している都道府県が多くなっていることがうかがえる。
- 『総合的な環境基本計画の策定』の「既に実施中」の割合が、平成18年度(56.4%)に比べて平成19年度(43.5%)、平成20年度(42.6%)と減少しており、これは平成19年度までに策定を完了した市区町村が多くなり、都道府県による支援・調整の取組も減少したことが一因として考えられる。一方、『各種環境保全計画策定支援』の「既に実施中」の割合は68.1%で、平成18年度(59.0%)、平成19年度(60.9%)に比べて増加傾向がみられる。
- 域内の市区町村への支援・調整で「既に実施中」が減少傾向にある項目の一つに、『環境マネジメントシステムの導入』がある(前年比9.8ポイント減)。これは公共行政分野におけるISO取得累積件数が2004年から減少に転じていることや、認証を返上して独自システムの構築・移行に取り組む自治体の増加が背景にあるものと考えられる。

図表 III-10 都道府県による域内市区町村の取組支援・調整の実施状況(3か年比較)



(6) 環境保全に関する 13 項目の取組状況

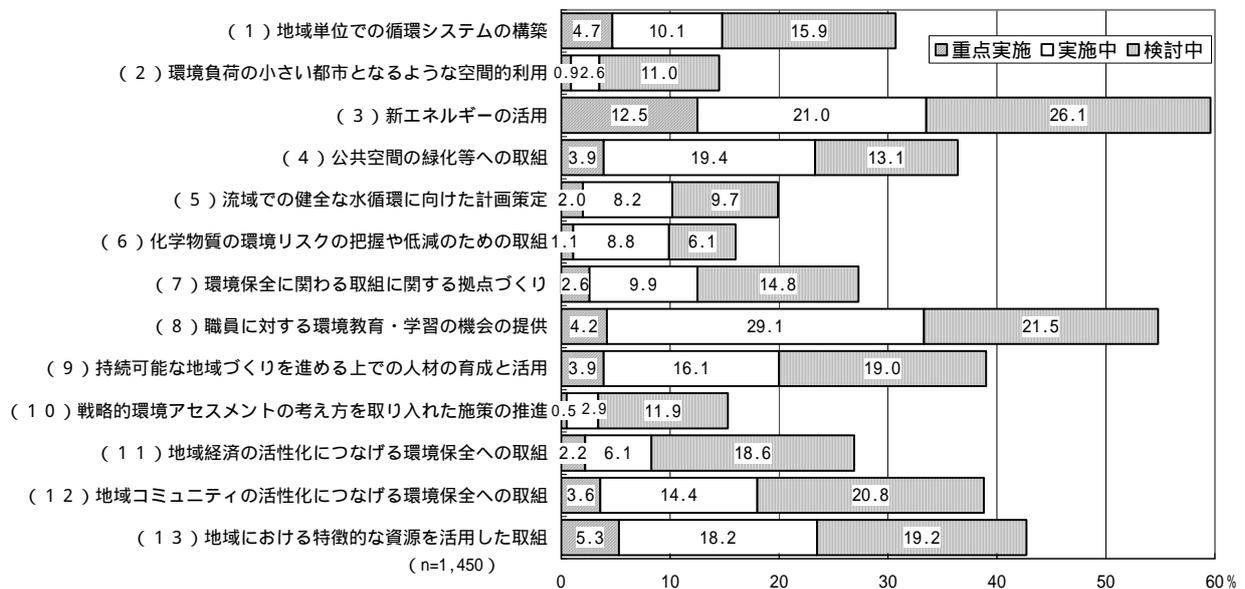
【全体的な傾向】(図表 I-12)

- 環境保全に関する 13 項目の取組について、それぞれの実施状況をみると、『新エネルギーの活用』に取り組んでいるとする割合が最も高く、「重点実施(重点的に実施している)」が 12.5%、「実施中」が 21.0%、「検討中」が 26.1%で、計 59.6%の自治体が実施もしくは検討を行っている。また、『新エネルギーの活用』は他の項目に比べて「重点実施」の割合が高い。
- 『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』も、「重点実施」(4.2%)、「実施中」(29.1%)、「検討中」(21.5%)を合わせた割合が計 54.8%で、5 割を超える自治体が実施もしくは検討を行っている。

【基本属性別の特徴】(図表 I-13)

- 都道府県、政令指定都市で、「実施中」の割合が 5 割を超える項目が多くみられる(ただし「重点実施」及び「検討中」については 5 割超の項目は少ない)。
- 市区町村は「重点実施」から「検討中」まで、すべての割合が低い。
- 全項目とも「重点実施」の割合の方が「実施中」より低いが、都道府県、政令指定都市の『新エネルギーの活用』については、「実施中」よりも「重点実施」の割合が高くなっている。
- 『化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組』は、自治体全体の「実施中」の割合は 8.8%と低いが、都道府県と政令指定都市に限ってみれば、「実施中」の割合は高い(都道府県 76.6%、政令指定都市 58.8%)。

図表 III-11 環境保全に関する 13 項目の取組状況(全体)



図表 III-12 環境保全に関する13項目の取組状況（基本属性別）

(%)

基本属性	全体 n=1,450			都道府県 n=47			政令指定都市 n=17			市区町村 n=1,386		
	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中
(1) 地域単位での循環システムの構築	4.7	10.1	15.9	14.9	48.9	6.4	41.2	23.5	17.6	3.9	8.7	16.2
(2) 環境負荷の小さい都市となるような空間的利用	0.9	2.6	11.0	0.0	25.5	29.8	11.8	23.5	52.9	0.8	1.6	9.9
(3) 新エネルギーの活用	12.5	21.0	26.1	53.2	38.3	6.4	52.9	35.3	11.8	10.6	20.2	26.9
(4) 公共空間の緑化等への取組	3.9	19.4	13.1	6.4	61.7	14.9	47.1	47.1	5.9	3.2	17.6	13.1
(5) 流域での健全な水循環に向けた計画策定	2.0	8.2	9.7	21.3	46.8	6.4	17.6	52.9	11.8	1.2	6.3	9.7
(6) 化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組	1.1	8.8	6.1	6.4	76.6	8.5	17.6	58.8	23.5	0.7	5.9	5.8
(7) 環境保全に関わる取組に関する拠点づくり	2.6	9.9	14.8	21.3	48.9	14.9	5.9	70.6	17.6	1.9	7.8	14.7
(8) 職員に対する環境教育・学習の機会の提供	4.2	29.1	21.5	6.4	83.0	4.3	5.9	82.4	5.9	4.1	26.6	22.3
(9) 持続可能な地域づくりを進める上での人材の育成と活用	3.9	16.1	19.0	21.3	63.8	8.5	23.5	64.7	11.8	3.1	13.9	19.5
(10) 戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進	0.5	2.9	11.9	0.0	25.5	44.7	5.9	35.3	47.1	0.4	1.7	10.3
(11) 地域経済の活性化につなげる環境保全への取組	2.2	6.1	18.6	17.0	36.2	17.0	5.9	35.3	35.3	1.7	4.8	18.4
(12) 地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組	3.6	14.4	20.8	8.5	51.1	12.8	29.4	41.2	11.8	3.1	12.8	21.1
(13) 地域における特徴的な資源を活用した取組	5.3	18.2	19.2	21.3	53.2	10.6	35.3	52.9	5.9	4.4	16.6	19.7

(注) 網掛けは50%以上を示す。

2. 事業者に対する取組について

(1) 事業者の環境保全への取組促進施策の実施状況

- 事業者（企業や各種事業所等）による環境保全への取組を促進するための施策 17 項目について、実施している割合（実施率）が高い施策項目をみると、廃棄物対策や水質汚濁・大気汚染防止などの直接的な環境負荷削減を目指した施策が中心となっており、平成 18、19 年度と比べて実施率が大きく変化している項目はみられない。
- 「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の 3 手法別に実施状況をみると、実施率が高い手法は「普及・啓発」（17 項目の平均実施率 33.4%）である。他方、「支援・誘導」（同 5.5%）と「規制的手法」（同 4.6%）の実施率は低く、また、平成 18、19 年度と比べて平均実施率に変化はなく、ほとんど進捗がみられない。
- 「規制的手法」では『水質汚濁の防止』を実施している割合が 20.0%で最も高く、「支援・誘導」では『環境保全型農業の促進』を実施している割合が 12.3%で最も高いが、いずれも 1～2 割であり実施率は低い。
- 3 手法のうち平均実施率が最も高い「普及・啓発」では、『廃棄物の再利用（リユース）』を実施している割合が 64.4%で最も高く、『廃棄物の発生抑制（リデュース）』（63.9%）、『廃棄物の再生利用（リサイクル）』（61.9%）が続き、多くの自治体で「3R」が積極的に行われている状況がうかがえる。また、『環境情報の住民への開示』（42.3%）、『水質汚濁の防止』（41.1%）も実施率が 4 割以上あり比較的高い。

図表 III-13 事業者に対する取組促進施策の実施率（3 か年比較）

項目	（％）								
	規制的手法			支援・誘導			普及・啓発		
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	1.0	1.2	1.3	6.8	6.1	7.0	29.1	28.8	30.5
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	0.6	0.7	0.8	7.8	6.9	8.0	25.3	24.5	25.9
(3) フロンガスの回収	1.6	2.1	1.4	1.8	1.4	1.9	24.1	25.0	23.6
(4) 大気汚染の防止	14.5	15.3	14.2	2.9	4.3	4.8	31.2	31.1	32.9
(5) 低公害車の導入	1.5	0.9	1.1	7.3	6.0	6.2	29.9	30.7	31.0
(6) ディーゼル車の利用抑制	1.2	1.2	0.3	1.3	1.9	1.8	15.3	14.1	14.3
(7) モーダルシフト・物流の効率化	0.2	0.3	0.3	0.5	1.2	1.4	9.6	10.5	11.4
(8) 水質汚濁の防止	19.3	18.9	20.0	6.9	7.4	6.5	38.8	38.4	41.1
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	8.2	8.3	7.5	7.8	7.4	6.5	56.4	61.0	63.9
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	6.1	6.4	5.2	6.5	5.6	5.5	57.2	61.4	64.4
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	7.7	7.9	7.0	12.7	11.0	11.7	55.0	60.0	61.9
(12) 有害化学物質の利用抑制	4.4	5.1	5.1	0.7	1.0	1.0	21.5	22.0	21.8
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	9.0	7.6	7.9	4.3	4.4	5.0	16.8	17.9	17.9
(14) 環境保全型農業の促進	1.0	1.6	1.2	11.3	11.8	12.3	27.5	28.2	29.0
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	1.9	1.0	1.2	3.2	3.0	2.2	34.0	35.5	34.8
(16) 事業者による環境情報の住民への開示	2.5	2.0	2.0	2.4	1.9	1.0	39.0	41.3	42.3
(17) ISO14001やエコアクション21等の導入促進	1.5	1.0	0.8	9.5	10.3	11.2	19.2	20.6	21.0
手法別平均実施率	4.8	4.8	4.6	5.5	5.4	5.5	31.2	32.4	33.4

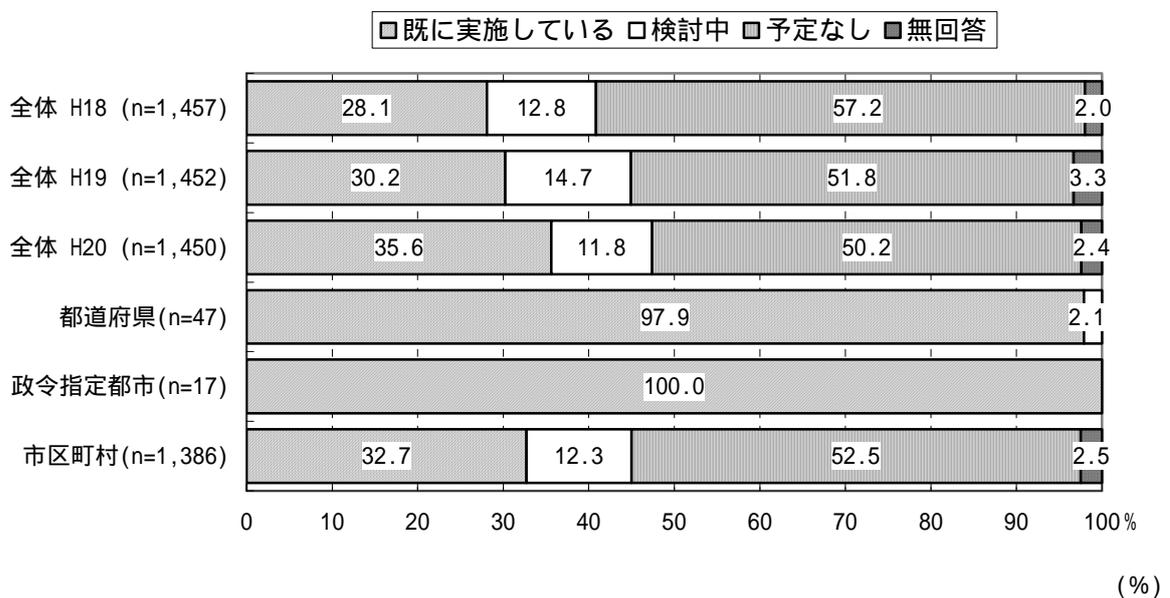
（注）平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度。

網掛けは平成 20 年度の実施率が平成 20 年度の手法別平均実施率以上のものを示す。

(2) 事業者との連携・協働の取組状況

- 事業者との連携・協働の取組（環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など）の実施状況については、「既の実施している」が35.6%あるものの、「予定なし」が50.2%で最も多くなっている。
- 平成18、19年度からの経年変化をみると、事業者との連携・協働を「既の実施している」割合は増加しており、「予定なし」の割合は減少していることから、今後、事業者との連携に取り組む自治体が増加していくものと考えられる。
- 都道府県、政令指定都市、市区町村とも、事業者との連携・協働を「既の実施している」割合は平成18、19年度に比べると増加しており、都道府県及び政令指定都市はほぼすべての自治体の実施中となっている。

図表 III-14 事業者との連携・協働の実施状況（3か年比較+基本属性別）



（「既の実施している」割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
都道府県	92.3	89.1	97.9	8.8ポイント増
政令指定都市	100.0	93.8	100.0	6.2ポイント増
市区町村	25.7	27.6	32.7	5.1ポイント増

- 事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体 516 団体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』と答えた自治体が 84.3%で最も多く、次いで『事業者からの呼びかけ』が 32.9%で多い。都道府県、市区町村についてもこの 2 項目の割合が高く、同様の傾向がみられる。
- 政令指定都市においては、『行政からの呼びかけ』に次いで『他の主体からの呼びかけ』が 47.1%で高く、他の属性に比べて 2 倍ほどの高さとなる特徴がみられる。

図表 III-15 事業者との連携・協働に至った経緯（基本属性別 / 複数回答）

事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ (%)

連携・協働の経緯	全体 n = 516	都道府県 n = 46	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 453
行政からの呼びかけ	84.3	97.8	94.1	82.6
事業者からの呼びかけ	32.9	41.3	41.2	31.8
他の主体からの呼びかけ	24.0	26.1	47.1	23.0
わからない	1.7	0.0	0.0	2.0
その他	1.9	0.0	0.0	2.2

- また、事業者との連携・協働を「既の実施している」516 団体に対し、連携・協働の実施にあたり期待する事項について複数回答を可として訊ねたところ、『事業者とのパートナーシップの構築』が 78.1%で最も高く、『事業者の自発的取組の推進』73.6%、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』64.0%が続き、これら 3 項目が突出して高くなっている。都道府県、政令指定都市、市区町村の属性別にみても同様の傾向がみられる。
- 政令指定都市においては、他の属性では目立たない『環境保全活動に係わる指導者の育成』（52.9%）と『事務経費削減』（41.2%）が高くなる特徴がみられる。

図表 III-16 事業者との連携・協働にあたり期待すること（基本属性別 / 複数回答）

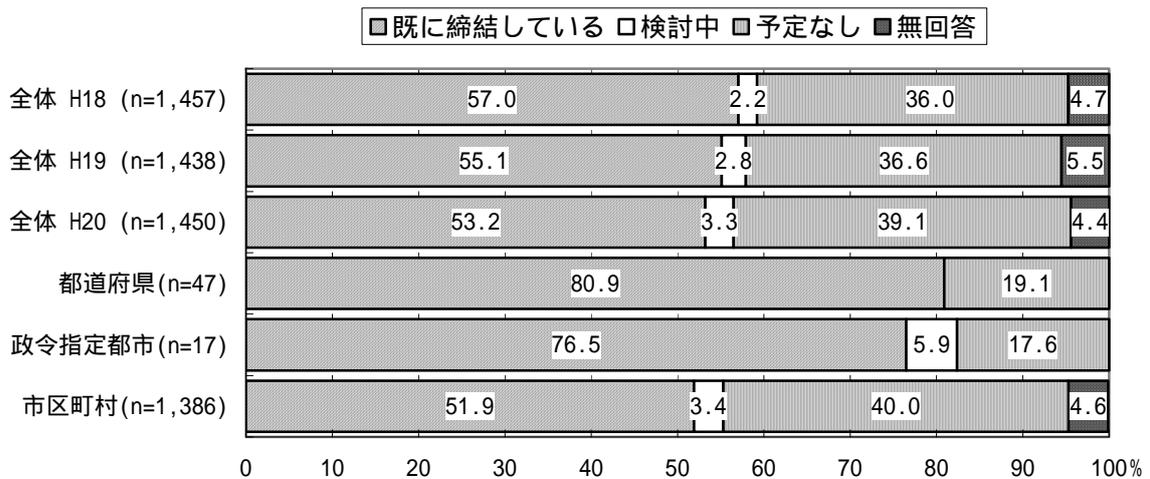
事業者との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ (%)

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 516	都道府県 n = 46	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 453
民間活力の導入等による行政効率の向上	35.3	39.1	47.1	34.4
事務経費削減	17.1	17.4	41.2	16.1
事業者の自発的取組の推進	73.6	95.7	82.4	71.1
事業者とのパートナーシップの構築	78.1	95.7	94.1	75.7
環境保全活動に係わる指導者の育成	19.6	37.0	52.9	16.6
事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	64.0	67.4	76.5	63.1
その他	2.1	4.3	5.9	1.8

(3) 事業者との環境保全に関する協定の締結

- 事業者との環境保全に関する協定（公害防止協定や環境保全協定など）の締結状況については、「既に締結している」割合が全体の53.2%で5割を超えているものの、平成18、19年度に比べると減少している。
- 都道府県と政令指定都市の「既に締結している」割合は8割前後であり、多くの自治体が事業者との締結を行っているが、市区町村については51.9%で半数程度の締結率にとどまっている。

図表 III-17 事業者との協定の締結状況（3か年比較+基本属性別）



- 事業者との環境保全に関する協定の締結を「既の実施している」と答えた自治体 771 団体に対し、条例や要綱等ではなく、協定の締結を導入した理由について複数回答を可として訊ねたところ、『地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる』が全体の 72.4%で最も高く、次いで『予測される公害を事前にチェックできる』が 51.9%で高い。平成 18、19 年度も同様の傾向であった。
- 都道府県、政令指定都市、市区町村別にみても、自治体全体と同様の傾向がみられるが、『予測される公害を事前にチェックできる』については、行政区分が小さくなるほど増加し、市区町村では 5 割を超えている（都道府県 39.5%、政令指定都市 46.2%、市区町村 52.6%）。市区町村においては協定締結によって公害の事前チェック機能が果たされることへの期待の高さがうかがえる。

図表 III-18 事業者との協定締結を導入した理由（基本属性別 3 か年比較）

事業者との協定締結を「既の実施している」自治体のみ

(%)

協定締結を導入した理由	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
	H18 n=716	H18 n=31	H18 n= 9	H18 n=676
	H19 n=690	H19 n=35	H19 n=11	H19 n=644
	H20 n=771	H20 n=38	H20 n=13	H20 n=720
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる	66.7	77.4	70.0	66.2
	72.3	84.2	81.8	71.5
	<u>72.4</u>	81.6	76.9	<u>71.8</u>
条例や要綱で規制することが法令上困難である	11.1	6.5	30.0	11.0
	12.4	13.2	18.2	12.3
	11.2	10.5	15.4	11.1
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった	0.4	0.0	0.0	0.4
	0.1	0.0	0.0	0.1
	0.0	0.0	0.0	0.0
協定締結までに時間がかからない	10.5	16.1	10.0	10.3
	0.6	13.2	0.0	0.0
	<u>11.3</u>	7.9	<u>15.4</u>	<u>11.4</u>
条例や要綱に比べて住民の意見を反映しやすい	31.0	19.4	20.0	31.6
	28.1	18.4	9.1	28.9
	27.8	<u>23.7</u>	0.0	28.5
策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である	39.4	45.2	30.0	39.2
	40.3	34.2	36.4	40.6
	<u>43.5</u>	<u>39.5</u>	<u>38.5</u>	<u>43.8</u>
予測される公害を事前にチェックすることができる	51.4	48.4	50.0	51.5
	47.5	44.7	45.5	47.7
	<u>51.9</u>	39.5	<u>46.2</u>	<u>52.6</u>

(注) 1. 上段：平成 18 年度、中段：平成 19 年度、下段：平成 20 年度。

2. 下段・平成 20 年度の網掛けは各基本属性の中の上位 3 項目を示し、下線は平成 19 年度からの上昇を示す。

- また、事業者との環境保全に関する協定の締結を「既の実施している」と答えた771団体に対し、協定の締結が環境問題の解決に有効な手法であるか否かを訊ねた設問では、全体の41.0%が『効果的な手法である』と答えており、『内容によっては効果的となる』の46.7%を含めて計87.7%の自治体が効果的と認識している。
- 都道府県の『効果的な手法である』の割合は57.9%で、政令指定都市、市区町村に比べて高い。
- また、『効果的な手法である』と『内容によっては効果的となる』を合わせた割合でみると、政令指定都市ではすべての自治体が効果的であると認識しており（『効果的な手法である』46.2%、『内容によっては効果的となる』53.8%：計100.0%）都道府県は9割強（同57.9%、36.8%：計94.7%）市区町村も9割弱（同40.0%、47.1%：計87.1%）の自治体が効果的であると認識している。

図表 III-19 事業者との協定締結の有効性に対する認識（基本属性別3か年比較）

事業者との協定締結を「既の実施している」自治体のみ

(%)

有効性に対する認識	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
	H18 n=716	H18 n=31	H18 n= 9	H18 n=676
	H19 n=690	H19 n=35	H19 n=11	H19 n=644
	H20 n=771	H20 n=38	H20 n=13	H20 n=720
効果的な手法である	35.4	51.6	20.0	34.9
	37.3	50.0	63.6	36.2
	<u>41.0</u>	<u>57.9</u>	46.2	<u>40.0</u>
内容によっては効果的となる	49.6	45.2	70.0	49.5
	49.0	42.1	36.4	49.5
	<u>46.7</u>	<u>36.8</u>	<u>53.8</u>	<u>47.1</u>
効果は限定的である	9.5	3.2	0.0	9.9
	9.6	5.3	0.0	10.0
	7.3	2.6	0.0	7.6
わからない	4.3	0.0	10.0	4.4
	5.9	0.0	0.0	6.3
	4.4	<u>2.6</u>	0.0	4.6

(注) 1. 上段：平成18年度、中段：平成19年度、下段：平成20年度。

2. 下段・平成20年度の網掛けは各基本属性の中の最も高い割合を示し、下線は平成19年度からの上昇を示す。

- 事業者との環境保全に関する協定の締結が「効果的な手法である」または「内容によっては効果的となる」と答えた自治体 676 団体に対し、協定が効果的であるために必要とされる条件について複数回答を可として訊ねたところ、『地方公共団体の立入調査等が定められていること』が全体の 71.0%で最も高く、次いで『数値目標等具体的な目標が定められていること』が 69.4%で高い。
- 属性別にみると市区町村では自治体全体と同様の傾向がみられるが、都道府県においては『数値目標等具体的な目標が定められていること』(94.4%)と『地方公共団体の立入調査等が定められていること』(83.3%)が突出して高く、政令指定都市では『数値目標等具体的な目標が定められていること』(69.2%)に次いで、『協定の内容が公開されること』(61.5%)が高くなっている。

図表 III-20 事業者との協定内容を効果的にするための要件（基本属性別 3 か年比較）

事業者との協定締結が「効果的な手法である」、「内容によっては効果的となる」と答えた自治体のみ(%)

協定内容を効果的にする要件	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
	H18 n=609	H18 n=31	H18 n= 9	H18 n=571
	H19 n=596	H19 n=33	H19 n=11	H19 n=552
	H20 n=676	H20 n=36	H20 n=13	H20 n=627
住民が当事者や立会人として参加していること	35.6	19.4	22.2	36.5
	34.5	28.6	9.1	35.2
	31.7	25.0	7.7	32.5
協定の内容が公開されること	28.1	35.5	44.4	27.5
	33.2	57.1	45.5	31.7
	31.4	55.6	61.5	29.3
数値目標等具体的な目標が定められていること	68.3	80.6	77.8	67.6
	68.1	91.4	72.7	66.8
	69.4	94.4	69.2	67.9
計画書の提出義務が定められていること	33.4	38.7	33.3	33.1
	32.8	48.6	45.5	31.7
	34.8	52.8	46.2	33.5
環境データの開示義務が定められていること	43.2	45.2	22.2	43.3
	43.9	62.9	36.4	43.0
	42.9	47.2	46.2	42.6
操業停止等違反時の制裁措置が定められていること	41.2	38.7	22.2	41.6
	39.9	68.6	9.1	38.8
	37.1	47.2	7.7	37.2
地方公共団体(または住民等)の立入調査等が定められていること	72.9	96.8	44.4	72.2
	75.5	94.3	36.4	75.2
	71.0	83.3	38.5	71.0
協定の点検や見直しの手続きが定められていること	34.9	38.7	44.4	34.6
	37.0	54.3	45.5	35.9
	36.5	47.2	30.8	36.0

(注) 1. 上段：平成 18 年度、中段：平成 19 年度、下段：平成 20 年度。

2. 下段・平成 20 年度の網掛けは各基本属性の中の上位 3 項目を示し、下線は平成 19 年度からの上昇を示す。

3. 住民・NPOなどに対する取組について

(1) 住民の環境保全への取組促進施策の実施状況

- 住民による環境保全の取組を促進するための施策 24 項目について、実施している割合の高い施策をみていくと、廃棄物対策やグリーン購入など環境負荷削減に関連する施策や、直接的な環境汚染防止のための施策項目で高い実施率になっている。
- 「規制的手法」、「支援・誘導」、「普及・啓発」の3手法別に実施状況をみると、項目全体において「普及・啓発」を実施している自治体が多く（24 項目の平均実施率 47.5%）、「支援・誘導」（同 11.0%）と「規制的手法」（同 4.9%）は低くなっている。また、平成 18、19 年度と比較すると、手法別平均実施率が3手法とも微減している。
- 「規制的手法」としては、『ごみのポイ捨てを禁止』の 41.9%が4割超で高いが、その他の項目は実施率が低い。「支援・誘導」は『コンポストの購入』の 61.0%、『合併処理浄化槽の個人設置』の 56.8%が突出して高いほかは、いずれも3割未満とそれほど高くない実施率になっている。
- 3手法の中で平均実施率が最も高い「普及・啓発」は、実施率5割以上の施策が多数あり、『リユース活動』の 76.1%を筆頭に、『リデュース活動』75.7%、『簡易包装・買い物袋の持参』73.7%、『野外焼却の禁止』70.1%、『節水の促進』69.7%、『アイドリングの禁止』61.7%など、住民による取組促進を目的に、多くの自治体が「普及・啓発」を中心にした施策を積極的に展開していることがうかがえる。

図表 III-21 住民に対する取組促進施策の実施率（3か年比較）（%）

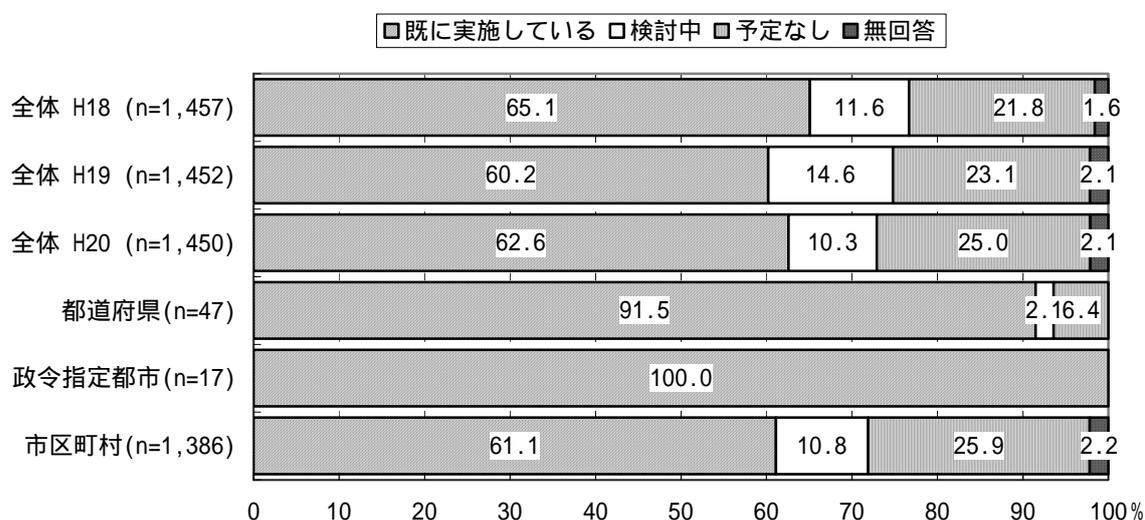
項目	規制的手法			支援・誘導			普及・啓発		
	18	19	20	18	19	20	18	19	20
(1) ごみのポイ捨てを禁止	42.0	39.9	41.9	3.0	3.0	1.9	60.3	62.9	48.4
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	3.4	2.9	2.9	1.0	0.8	0.6	38.4	37.0	34.5
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.3	0.4	0.5	3.1	2.8	2.5	36.9	33.5	34.0
(4) リデュース活動	4.0	4.7	4.7	8.3	9.4	8.3	77.6	78.2	75.7
(5) リユース活動	3.4	3.9	3.3	7.1	9.3	8.8	77.5	79.3	76.1
(6) リサイクル活動	5.6	6.5	5.9	28.9	28.7	29.0	70.4	69.5	57.4
(7) リサイクル商品の購入	0.8	0.7	0.8	2.8	3.0	2.6	52.8	55.0	51.4
(8) エコマーク商品の購入	0.3	0.1	0.4	0.7	0.8	0.8	57.2	59.8	56.1
(9) 省エネ型家電の購入	0.5	0.3	0.2	0.8	1.0	1.0	50.9	53.3	53.2
(10) 環境配慮型商品の購入	0.5	0.5	0.8	1.2	1.3	1.3	50.1	49.9	51.9
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	0.5	0.8	1.5	5.1	8.2	8.3	73.9	71.8	73.7
(12) 節水の促進	0.5	5.4	0.3	1.6	3.2	1.6	66.6	66.3	69.7
(13) 洗剤使用の適正化	0.8	5.4	0.3	0.6	2.6	0.6	45.6	40.0	42.6
(14) コンポストの購入	8.2	10.5	7.1	66.6	62.4	61.0	22.8	21.0	11.4
(15) 野外焼却の禁止	23.3	20.7	21.8	2.5	3.2	2.7	74.9	71.6	70.1
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	11.9	16.3	11.8	66.8	58.5	56.8	18.9	21.0	11.8
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	5.6	5.4	5.0	27.0	24.2	24.4	49.2	46.4	40.0
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	1.6	4.8	1.9	18.5	18.6	19.4	25.9	25.3	27.0
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.1	1.6	0.1	0.8	5.3	1.3	19.6	20.9	21.2
(20) 公共交通機関の利用	0.6	1.4	0.5	6.7	11.9	7.1	45.3	44.4	48.3
(21) アイドリングの禁止	4.0	6.5	4.2	0.8	4.5	1.0	63.7	61.2	61.7
(22) 低公害車の導入	0.6	4.8	0.8	5.4	5.9	3.9	37.8	36.6	39.2
(23) 環境NPOへの活動参加	0.3	2.6	0.3	5.3	9.2	4.9	27.1	27.8	28.0
(24) 環境教育・環境学習の実施(*)	2.6	0.9		15.9	14.0		54.7	55.4	
手法別平均実施率	5.2	6.2	4.9	11.5	12.2	11.0	49.7	49.5	47.5

- (注) 1. 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度。
 2. 網掛けは平成 20 年度の実施率が平成 20 年度の手法別平均実施率以上のものを示す。
 3. *印は平成 19 年度より追加された設問項目を示す。

(2) 住民との連携・協働の取組

- 住民との連携・協働による取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル運動、環境学習等）の実施状況については、「既の実施している」自治体が全体の62.6%を占め、平成18、19年度と比べると、ほぼ横ばいの状態になっている。
- 住民との連携・協働を「既の実施している」割合は、都道府県で91.5%、政令指定都市で100.0%と高率だが、市区町村については61.1%にとどまっている。また、都道府県は平成19年度（82.6%）に比べると8.9ポイント増と大きく増加している。
- 都道府県、政令指定都市では「既の実施している」と答えた自治体がほとんどを占め、住民との連携・協働の取組やイベントを開催・実施することが一般化、定着化しつつあることがうかがえる。

図表 111-22 住民との連携・協働の実施状況（3か年比較+基本属性別）



(%)

('既の実施している'の割合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
				都道府県
政令指定都市	100.0	100.0	100.0	-
市区町村	64.2	59.0	61.1	2.1ポイント増

- 住民との連携・協働を「既に実施している」自治体 907 団体に対し、連携・協働に至った経緯を複数回答を可として訊ねたところ、『行政からの呼びかけ』が全体の 85.3%で最も高い。
- 都道府県、政令指定都市、市区町村別にみても同様の傾向であるが、政令指定都市については全市で『行政からの呼びかけ』により連携・協働の取組を実施したことがあり、『住民からの呼びかけ』で実施した割合も他の属性に比べて高い。

図表 111-23 住民との連携・協働に至った経緯（基本属性別 / 複数回答）

住民との連携・協働を「既に実施している」自治体のみ (%)

連携・協働の経緯	全体 n=907	都道府県 n=43	政令指定都市 n=17	市区町村 n=847
行政からの呼びかけ	85.3	95.3	100.0	84.5
住民からの呼びかけ	25.2	25.6	47.1	24.8
他の主体からの呼びかけ	15.8	25.6	35.3	14.9
わからない	6.0	0.0	0.0	6.4
その他	1.9	4.7	5.9	1.7

- 住民との連携・協働を「既に実施している」907 団体に対し、住民との連携・協働にあたり期待することを、複数回答を可として訊ねた設問では、全体の 87.1%が『住民の自発的取組の推進』と答えている。次いで『住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』71.1%、『住民とのパートナーシップの構築』65.5%が高い。
- 都道府県、政令指定都市は、『住民の自発的取組の推進』に次いで『住民とのパートナーシップの構築』が多いが、市区町村は『住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』が高くなっている。

図表 111-24 住民との連携・協働にあたり期待すること（基本属性別 / 複数回答）

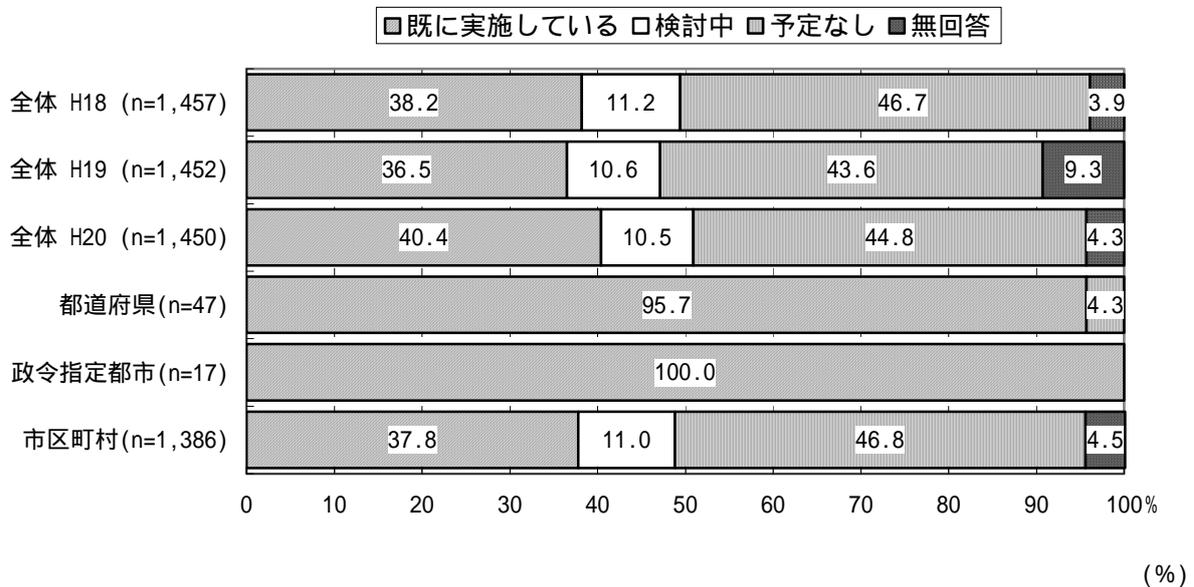
住民との連携・協働を「既に実施している」自治体のみ (%)

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 907	都道府県 n = 43	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 847
民間活力の導入等による行政効率の向上	28.1	34.9	41.2	27.5
事務経費の削減	16.6	23.3	35.3	15.9
住民の自発的取組の推進	87.1	97.7	100.0	86.3
住民とのパートナーシップの構築	65.5	93.0	94.1	63.5
環境保全活動に係る指導者の育成	33.0	53.5	52.9	31.5
住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	71.1	81.4	82.4	70.4
その他	0.8	2.3	0.0	0.7

(3) 環境NPO等との連携・協働の取組

- 環境NPO等の民間団体との連携・協働の取組（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル運動、環境学習等）の実施状況については、「既の実施している」自治体が全体の40.4%を占め、平成18年度（38.2%）、平成19年度（36.5%）に比べると微増している。
- 都道府県と政令指定都市の「既の実施している」割合は、それぞれ95.7%、100.0%で、平成18年度から一貫して9割を超えており、NPO等との連携・協働が一般化していることがうかがえる。
- 市区町村の「既の実施している」割合は37.8%と低く、「予定なし」が46.8%を占めており、NPO等との連携・協働が都道府県・政令指定都市ほど一般的に実施されていない状況がうかがえる。

図表 III-25 環境NPO等との連携・協働の実施状況（3か年比較+基本属性別）



（「既の実施している」の割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
				都道府県
政令指定都市	91.7	93.8	100.0	6.2ポイント増
市区町村	36.1	34.0	37.8	3.8ポイント増

- 環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体 586 団体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねた設問では、全体の 77.0%が『行政からの呼びかけ』で実施したと答えている。次いで、『環境NPO等からの呼びかけ』が 44.2%で高い。
- 都道府県は『行政からの呼びかけ』で連携・協働を実施したことがある自治体が 95.6%を占めている。政令指定都市では『環境NPO等からの呼びかけ』が 70.6%で、都道府県(40.0%)、市区町村(43.7%) に比べて高く、NPO等からの自発的な活動が比較的活発に行われているといえる。

図表 III-26 環境NPO等との連携・協働に至った経緯（基本属性別 / 複数回答）
環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ（%）

連携・協働の経緯	全体 n = 586	都道府県 n = 45	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 524
行政からの呼びかけ	77.0	95.6	88.2	75.0
環境NPO等からの呼びかけ	44.2	40.0	70.6	43.7
他の主体からの呼びかけ	12.3	17.8	29.4	11.3
わからない	4.3	0.0	0.0	4.8
その他	1.4	0.0	0.0	1.5

- また、環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」586 団体に対し、連携・協働の実施にあたり期待することについて、複数回答を可として訊ねた設問では、『環境NPO等とのパートナーシップの構築』と答えた自治体が全体の 79.4%で最も高く、僅差で『環境NPO等の自発的取組の推進』の 79.2%が続き、次いで『環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』の 62.6%となっている。
- 都道府県と市区町村については自治体全体の傾向と同様であるが、政令指定都市は設問であげた 6 項目全てが 5 割を超えており、環境NPO等との連携・協働に多くの期待を寄せていることがうかがえる。

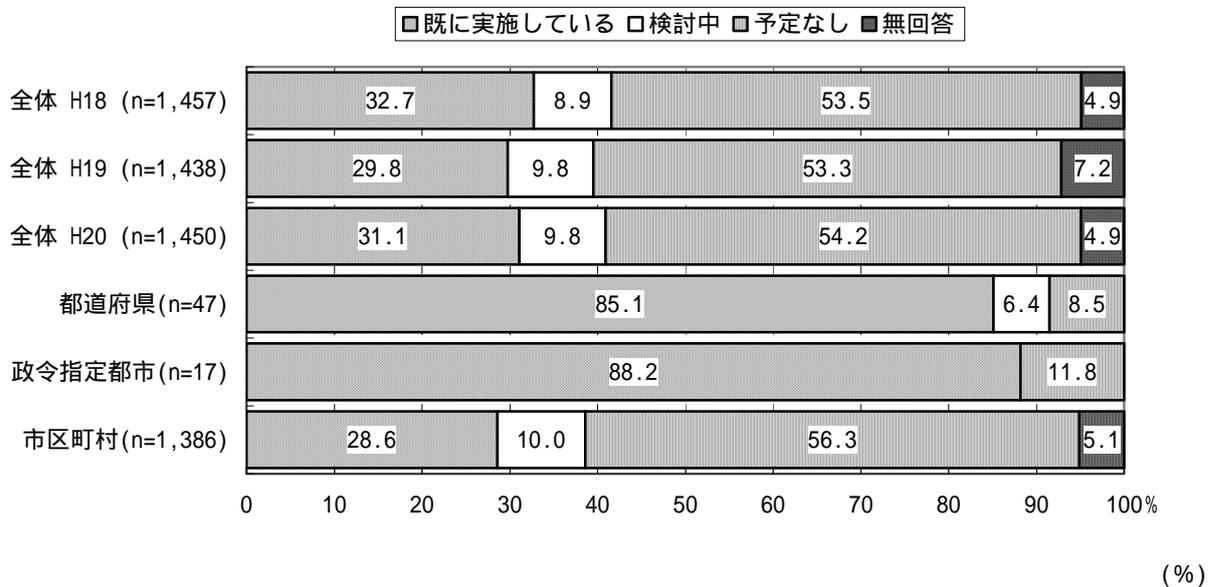
図表 III-27 環境NPO等との連携・協働にあたり期待すること（基本属性別 / 複数回答）
環境NPO等との連携・協働を「既の実施している」自治体のみ（%）

連携・協働にあたり期待すること	全体 n = 586	都道府県 n = 45	政令指定都市 n = 17	市区町村 n = 524
民間活力の導入等による行政効率の向上	43.7	46.7	58.8	42.9
事務経費の削減	23.0	20.0	52.9	22.3
環境NPO等の自発的取組の推進	79.2	97.8	88.2	77.3
環境NPO等とのパートナーシップの構築	79.4	95.6	88.2	77.7
環境保全活動に係る指導者の育成	45.9	64.4	64.7	43.7
環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	62.6	77.8	76.5	60.9

(4) 環境NPO等の支援・育成の実施状況

- 環境NPO等の民間団体の支援・育成の取組（補助金・交付金等の資金援助、活動拠点の提供、施設・資機材の提供等）の実施状況については、「既に実施している」自治体が全体の31.1%を占めており、平成18、19年度と比べて大きな変化はみられない。
- 都道府県と政令指定都市の「既に実施している」割合はそれぞれ85.1%、88.2%と高く、9割近い自治体を実施しているが、市区町村は28.6%で、NPO等の支援・育成に取り組んでいる市区町村は3割に満たない結果になっている。
- 平成18、19年度と比較して平成20年度の「既に実施している」自治体の割合をみると、都道府県では減少傾向（前年比で8.4ポイント減）、政令指定都市では増加傾向（前年比で6.9ポイント増）、また、市区町村については横ばいの傾向がみられる。

図表 III-28 環境NPO等の支援・育成の実施状況（3か年比較+基本属性別）

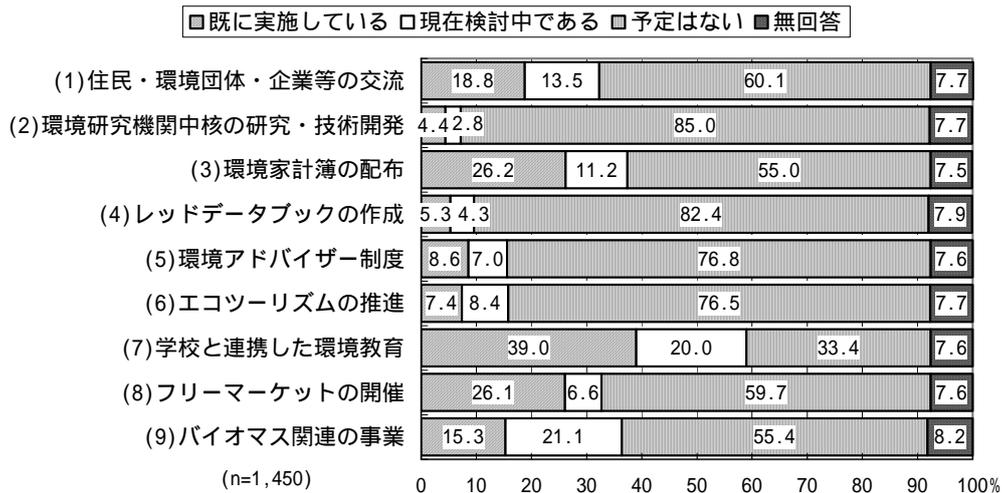


（「既に実施している」の割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
				都道府県
政令指定都市	83.3	81.3	88.2	6.9ポイント増
市区町村	30.6	27.1	28.6	1.5ポイント増

(5) その他の自主的な取組推進のための施策

- 事業者や住民、環境NPOをはじめとした様々な各主体による自主的な取組推進のための施策9項目について、それぞれ「既の実施している」自治体の割合をみていくと、最も実施している割合が高い項目は『学校と連携した環境教育』(39.0%)で、その他8項目については3割未満で、実施している自治体がそれほど多いとはいえない結果になっている。

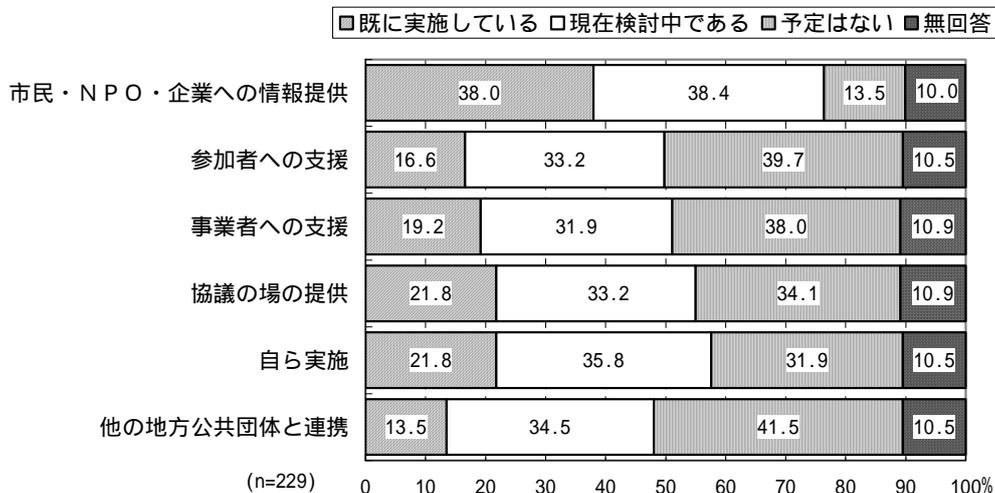
図表 III-29 各主体による自主的な取組推進施策の実施状況(全体)



- また、上の項目『(6)エコツーリズムの推進』を、「既の実施している」または「現在検討中である」と答えた自治体229団体に対し、その推進施策6項目についての実施状況を訊ねた設問では、『市民・NPO・企業への情報提供』の「既の実施している」割合が38.0%で最も高いが、その他5項目については実施している自治体の割合が1~2割でそれほど高くなく、いずれも「現在検討中である」が3~4割で高い。

図表 III-30 エコツーリズム推進施策の実施状況(全体)

『(6)エコツーリズムの推進』を「既の実施している」または「現在検討中である」自治体のみ



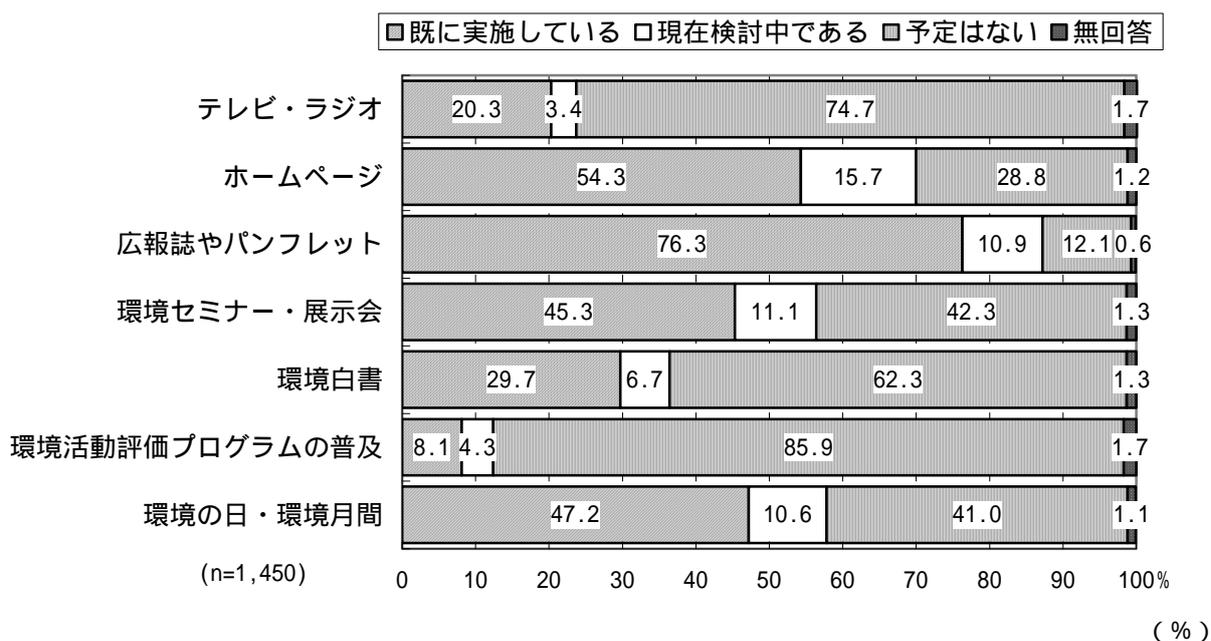
4. 情報の提供・収集に関する取組について

(1) 環境保全施策に関する情報提供の方法

【全体的な傾向】

- 地域の環境保全施策の実施にあたり、自治体が情報提供を行う際に利用する方法や媒体については、『広報誌やパンフレット』を活用する割合が76.3%で最も高く、次いで『ホームページ』の54.3%が高い。
- また、『環境の日・環境月間』(47.2%)及び『環境セミナー・展示会』(45.3%)も、比較的多くの自治体を実施しているイベントになっていることがうかがえる。
- 平成18、19年度からの3か年の変化をみると、大きな変化はないものの、項目全般にわたって増加しており、自治体が情報提供を行う際に選択する方法・媒体が年々、多様化しつつあることがうかがえる。
- 特に『ホームページ』は、他の項目に比べて増加幅が大きく(前年比5.4ポイント増)本年度は5割を超えており、社会全般でインターネットが利用度の高い情報媒体として定着していくにともない、今後も利用割合の増加が続くものと考えられる。

図表 III-31 環境保全施策に関する情報提供の方法(全体)



（「現在実施している」の割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
	テレビ・ラジオ	16.9	17.8	20.3
ホームページ	47.6	48.9	54.3	5.4ポイント増
広報誌やパンフレット	76.0	74.0	76.3	2.3ポイント増
環境セミナー・展示会	41.9	42.6	45.3	2.7ポイント増
環境白書	27.9	29.1	29.7	0.6ポイント増
環境活動評価プログラムの普及	7.1	7.0	8.1	1.1ポイント増
環境の日・環境月間	46.3	44.1	47.2	3.1ポイント増

【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市では、いずれの情報提供の方法・媒体も自治体を実施・利用している割合が高く、『ホームページ』、『広報誌やパンフレット』、『環境白書』、『環境セミナー・展示会』、『環境の日・環境月間』は全自治体もしくは9割以上の自治体を実施・利用している。
- 市区町村では、『広報誌やパンフレット』(75.3%)、『ホームページ』(52.2%)の2項目で5割以上あるが、他項目については実施・利用している割合は少ない。

図表 111-33 環境保全施策に関する情報提供の方法（基本属性別） (%)

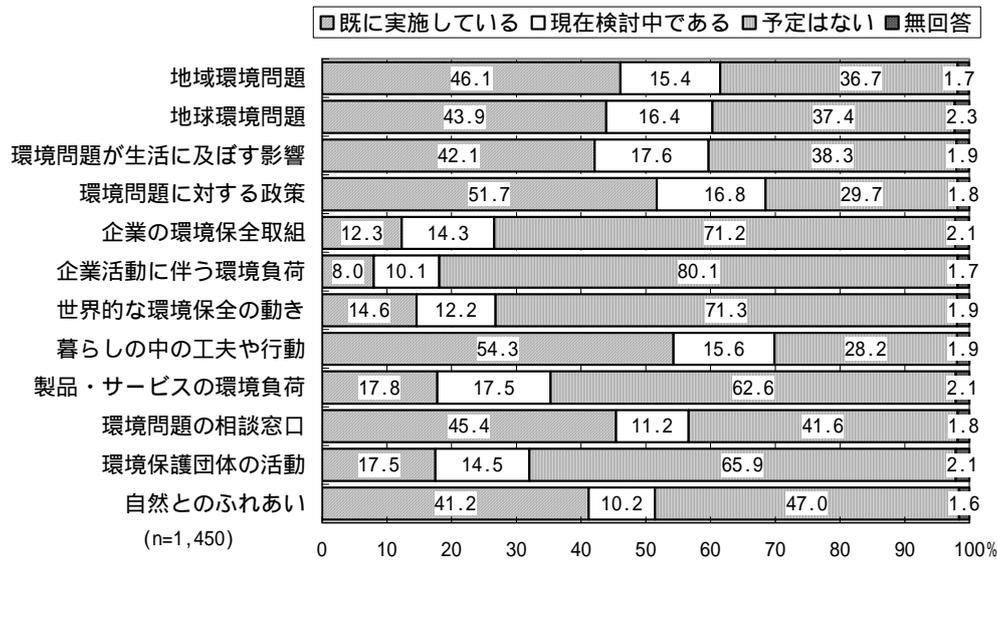
情報提供の方法	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
テレビ・ラジオ	20.3	3.4	93.6	0.0	76.5	0.0	17.1	3.5
ホームページ	54.3	15.7	100.0	0.0	100.0	0.0	52.2	16.5
広報誌やパンフレット	76.3	10.9	100.0	0.0	100.0	0.0	75.3	11.4
環境セミナー・展示会	45.3	11.1	95.7	0.0	100.0	0.0	42.9	11.6
環境白書	29.7	6.7	100.0	0.0	100.0	0.0	26.4	7.0
環境活動評価プログラムの普及	8.1	4.3	68.1	2.1	88.2	0.0	5.1	4.4
環境の日・環境月間	47.2	10.6	93.6	0.0	94.1	5.9	45.1	11.0

(注) 網掛けは各基本属性の中で「実施中」の上位3項目を示す。

(2) 実施している情報提供の内容

- 環境保全施策の情報提供で、具体的に提供する情報の内容としては、『暮らしの中の工夫や行動』の情報提供を「既の実施している」割合が54.3%で最も高く、次いで『環境問題に対する政策』の51.7%が高い。また、『地域環境問題』、『環境問題の相談窓口』、『地球環境問題』、『環境問題が生活に及ぼす影響』、『自然とのふれあい』についても4割超で比較的高い。
- これらの情報提供を実施している割合が高い項目について、平成18、19年度からの経年変化をみると、増加幅が大きいものがみられ（前年比『環境問題に対する政策』5.8ポイント増、『地球環境問題』5.8ポイント増、『暮らしの中の工夫や行動』5.4ポイント増、『地域環境問題』4.8ポイント増）環境問題の現状や課題、暮らしや身近な地域との関連性などの周知が情報提供内容の中心になっていることがうかがえる。
- 反対に、自治体による情報提供の実施が少ない項目として、『企業活動に伴う環境負荷』（12.3%）『企業の環境保全取組』（8.0%）といった企業関連情報があげられる。

図表 III-34 実施している情報提供の内容（全体）

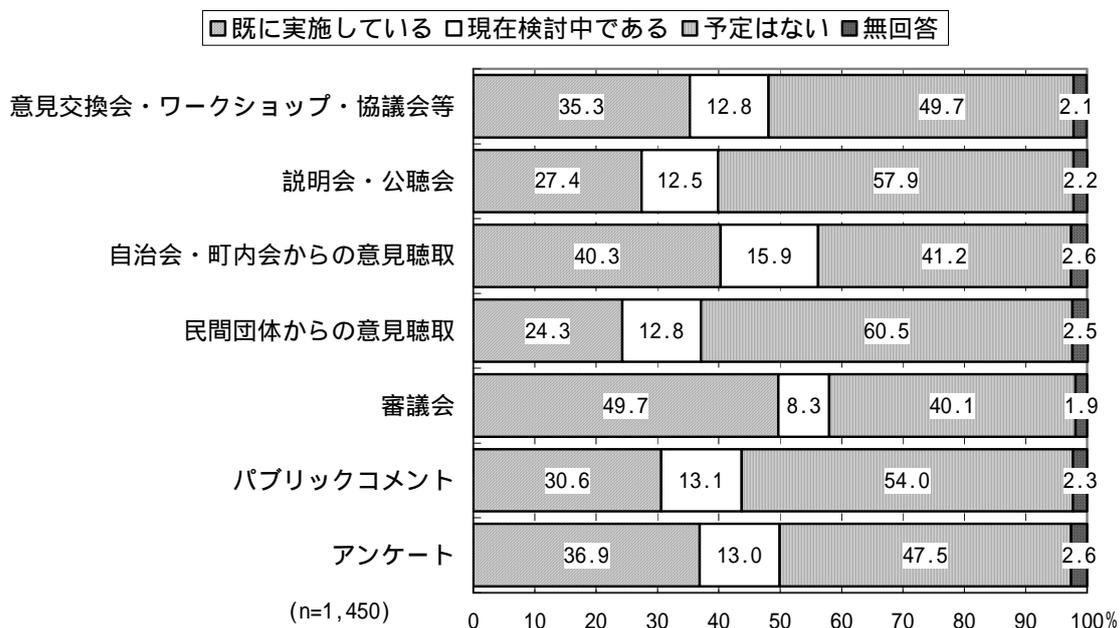


（「既の実施している」の割合）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
地域環境問題	43.1	41.3	46.1	4.8ポイント増
地球環境問題	36.7	38.1	43.9	5.8ポイント増
環境問題が生活に及ぼす影響	38.6	39.0	42.1	3.1ポイント増
環境問題に対する政策	47.5	45.9	51.7	5.8ポイント増
企業の環境保全取組	9.3	11.0	12.3	1.3ポイント増
企業活動に伴う環境負荷	6.7	7.4	8.0	0.6ポイント増
世界的な環境保全の動き	11.8	14.1	14.6	0.5ポイント増
暮らしの中の工夫や行動	49.6	48.9	54.3	5.4ポイント増
製品・サービスの環境負荷	15.5	16.3	17.8	1.5ポイント増
環境問題の相談窓口	47.7	42.1	45.4	3.3ポイント増
環境保護団体の活動	16.5	16.8	17.5	0.7ポイント増
自然とのふれあい	41.7	37.3	41.2	3.9ポイント増

(3) 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況

- 環境保全施策を推進する過程で住民からの意見の取入を行う方法について、自治体が「既に実施している」割合が高いものは『審議会』49.7%、『自治会・町内会からの意見聴取』40.3%で、その他にも『アンケート』36.9%、『意見交換・ワークショップ・協議会等』35.3%、『パブリックコメント』30.6%などの方法・過程も3割以上の自治体が採用している。
- 都道府県、政令指定都市は『自治会・町内会からの意見聴取』を実施している割合が他項目に比べて若干低いほかは、いずれの方法も多くの自治体が実施している。市区町村では『審議会』と『自治会・町内会からの意見聴取』が4割あるほかは、実施している自治体がそれほど多くない。

図表 III-35 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況（全体）



図表 III-36 環境保全施策推進過程における住民からの意見取入の実施状況（基本属性別）（%）

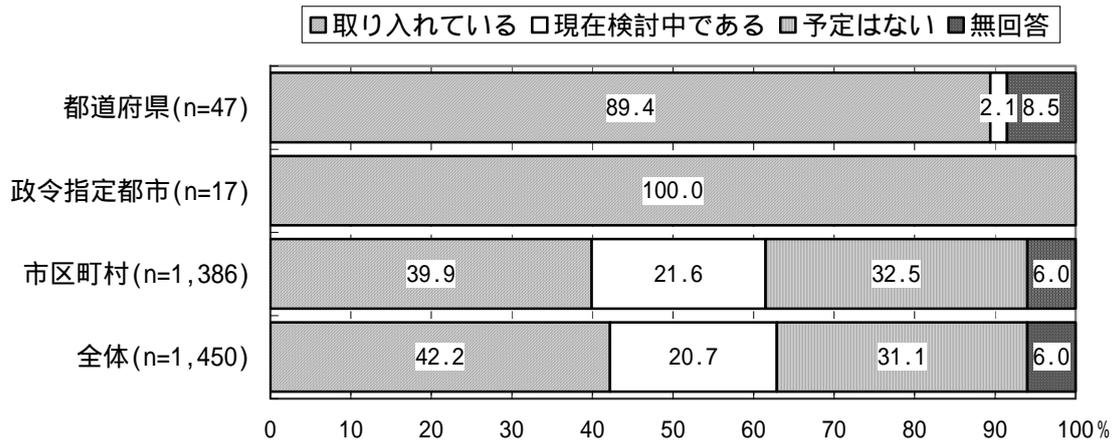
住民からの意見取入方法	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
意見交換会・ワークショップ・協議会等	35.3	12.8	87.2	0.0	88.2	5.9	32.9	13.3
説明会・公聴会	27.4	12.5	68.1	2.1	70.6	11.8	25.5	12.8
自治会・町内会からの意見聴取	40.3	15.9	21.3	8.5	52.9	5.9	40.8	16.3
民間団体からの意見聴取	24.3	12.8	70.2	6.4	70.6	5.9	22.2	13.1
審議会	49.7	8.3	87.2	4.3	82.4	0.0	48.1	8.5
パブリックコメント	30.6	13.1	93.6	0.0	82.4	5.9	27.8	13.6
アンケート	36.9	13.0	87.2	0.0	94.1	0.0	34.5	13.6

（注）網掛けは40%以上を示す。

(4) 環境保全計画・条例の策定や見直しにおける住民からの意見取入の実施状況

- 環境保全に関する計画の策定や条例の見直しの過程で、住民からの意見取入を「既の実施している」自治体は、全体で42.2%である。
- 都道府県、政令指定都市についてはほとんどの自治体の実施しているが、市区町村については「既の実施している」割合が39.9%にとどまっている。

図表 III-37 環境計画・条例の策定や見直しにおける住民からの意見取入の実施状況（基本属性別）



5. 国際的な取組について

(1) 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況

- 環境保全に関する国際的な協力等で、4つの取組項目それぞれについて「既に実施中」と答えた自治体は、いずれの項目も僅かであり、「予定はない」が9割以上を占めている。
- 都道府県は『開発途上国からの研修員の受け入れ』の取組を66.0%の自治体が実施しており、政令指定都市は、4項目の取組すべてを5~8割と多くの自治体を実施をしている。都道府県、政令指定都市については、環境関連分野の国際協力に積極的に取り組んでいることがうかがえる。
- 市区町村については、いずれの項目も実施中・検討中の割合が少なく、環境関連分野の国際協力の取組事例が少ない現状にあることがうかがえる。

図表 III-38 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況（全体）（%）

取組項目	既に実施中	現在検討中	予定はない
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.8	0.6	95.3
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	5.0	0.6	93.4
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	2.1	1.1	95.7
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	4.1	1.2	93.3

図表 III-39 環境保全に関する国際協力の取組の実施状況（基本属性別）（%）

取組項目	全体 n = 1,450		都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 17		市区町村 n = 1,386	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.8	0.6	48.9	2.1	58.8	5.9	0.6	0.5
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	5.0	0.6	66.0	2.1	76.5	11.8	2.0	0.4
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	2.1	1.1	23.4	14.9	52.9	11.8	0.7	0.5
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	4.1	1.2	34.0	10.6	76.5	5.9	2.2	0.9

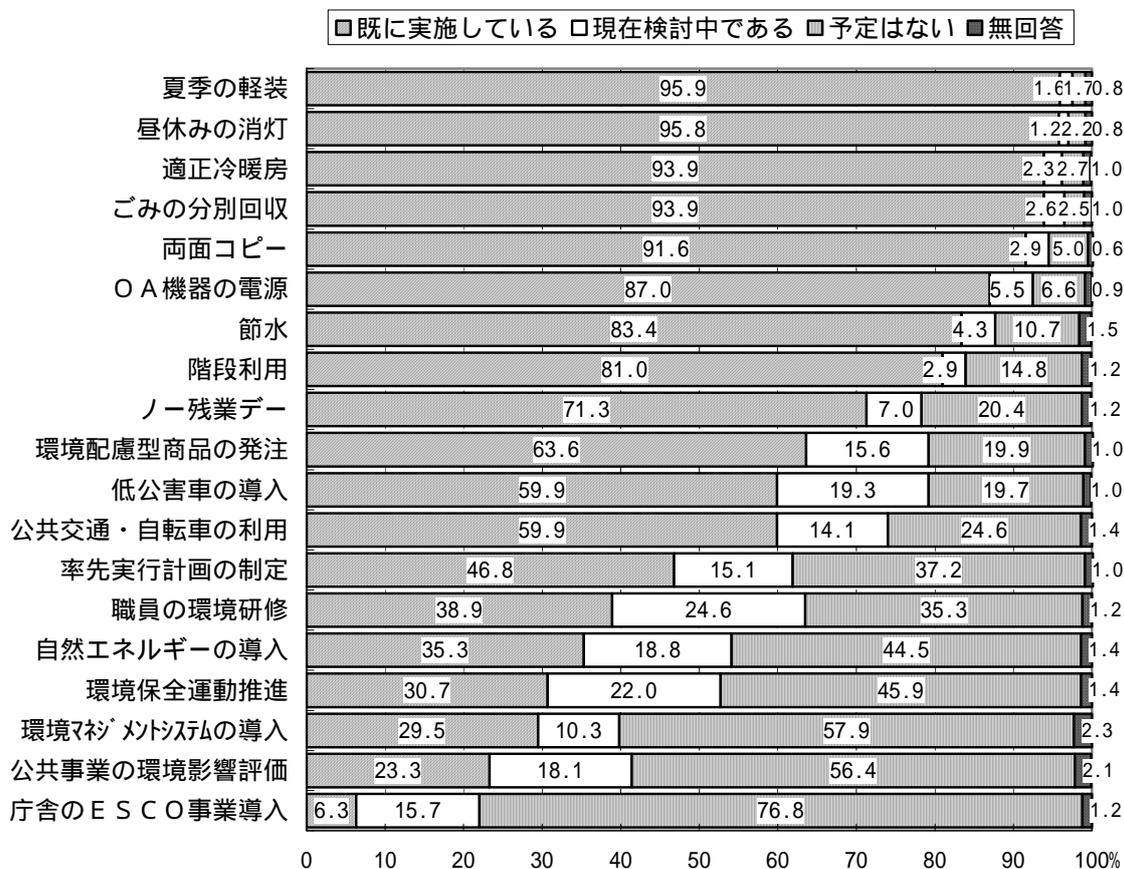
（注）網掛けは50%以上を示す。

6. 事業者・消費者としての取組について

(1) 環境保全に資する率先行動の実施状況

- 事業者・消費者としての地方公共団体が率先している環境保全行動として、19の取組項目の実施状況を訊ねたところ、「既の実施している」割合の上位8項目と下位11項目で、2つに分類ができる。上位8項目は、<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>、下位11項目は<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>である。(図表 -40)
- <職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>は、いずれの取組項目も「既の実施している」割合が80%以上であり、多くの自治体で習慣化、定着化しつつある行動やルールとなりつつあることがうかがえる。(図表 -40)
- <組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>は下位11項目で、『ノー残業デー』の71.3%から『庁舎のE S C O事業導入』の6.3%まで、取組項目によって実施率に大きな差がみられる。(図表 -40)
- 平成19年度と平成20年度の実施率を比較すると、<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動>はすべての項目が増加しているが、<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>は僅かながら減少している項目もみられる。しかし、<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動>については、『公共交通・自転車の利用』(6.9ポイント増)、『ノー残業デー』(5.2ポイント増)、『率先実行計画の制定』(4.9ポイント増)など増加幅の大きい項目もみられる。(図表 -41)

図表 III-40 環境保全に資する率先行動の実施状況（全体）



図表 III-41 環境保全に資する率先行動の実施状況（3か年比較）

<職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動：実施率>

(%)

取組項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
(1)両面コピー	89.5	90.2	91.6	1.4
(2)節水	76.9	79.3	83.4	4.1
(3)適正冷暖房	93.1	91.5	93.9	2.4
(4)昼休みの消灯	94.7	93.0	95.8	2.8
(5)夏季の軽装	93.2	93.0	95.9	2.9
(6)O A 機器の電源	82.8	83.7	87.0	3.3
(7)階段利用	77.4	78.4	81.0	2.6
(8)ごみの分別回収	93.1	91.7	93.9	2.2

<組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動：実施率>

(%)

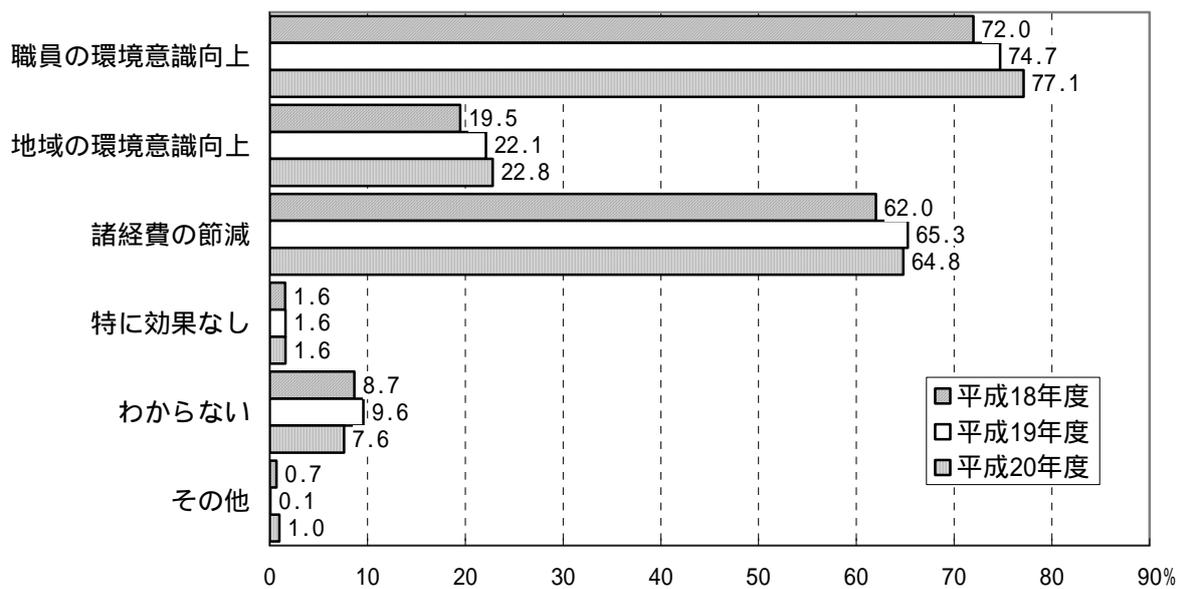
取組項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年比
(1)率先実行計画の制定	38.2	41.9	46.8	4.9
(2)環境配慮型商品の発注	63.0	64.3	63.6	-0.7
(3)環境保全運動推進	28.8	30.0	30.7	0.7
(4)庁舎のE S C O 事業導入	4.7	6.3	6.3	0.0
(5)自然エネルギーの導入	31.6	32.6	35.3	2.7
(6)ノー残業デー	64.9	66.1	71.3	5.2
(7)低公害車の導入	60.3	58.7	59.9	1.2
(8)公共交通・自転車の利用	51.0	53.0	59.9	6.9
(9)公共事業の環境影響評価	22.6	23.8	23.3	-0.5
(10)職員の環境研修	35.3	37.0	38.9	1.9
(11)環境マネジメントシステムの導入	30.0	29.1	29.5	0.4

(注) 網掛けは70%以上を示す。

(2) 環境保全に資する率先行動による効果

- 環境保全行動の率行的な実行による効果について複数回答を可として訊ねた設問では、『職員
の環境意識向上』をあげる自治体が全体の77.1%を占めて最も多く、これは<職員個人レベル
のオフィスでできる環境配慮行動>が、率先行動の取組項目で上位を占めている結果にもあら
われている。
- 次いで『諸経費の節減』(64.8%)を効果としてあげている自治体が多く、環境保全行動の率
行的な実行が、省エネや資源節約によるコスト削減にもつながっていることがうかがえる。

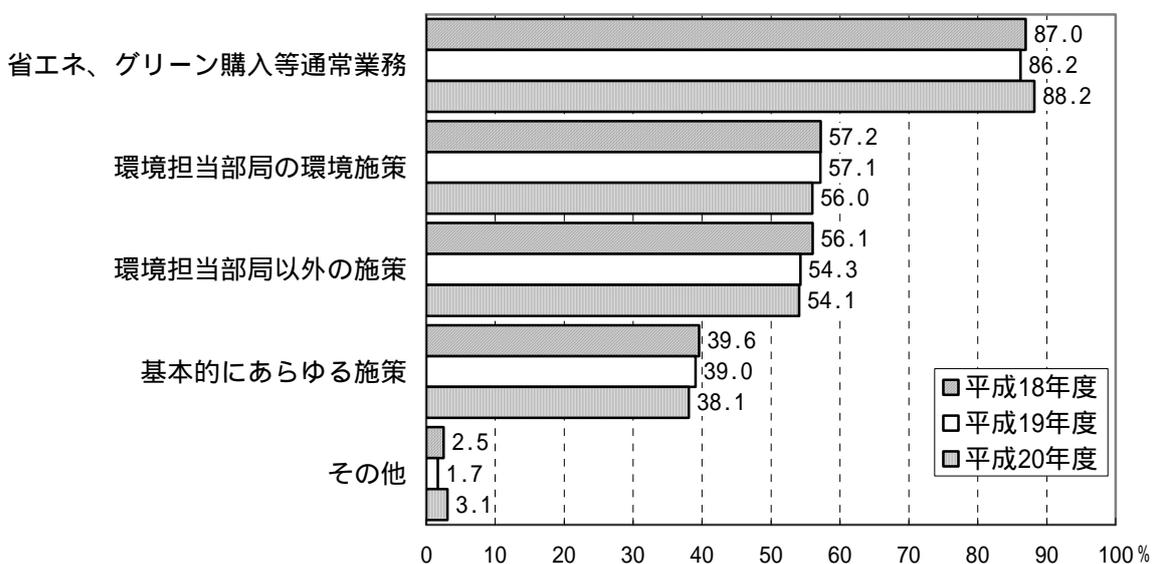
図表 III-42 環境保全に資する率先行動による効果（3か年比較 / 複数回答）



(3) 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動

- 本庁舎で導入している環境マネジメントシステムについて、その対象となっている活動を複数回答を可として訊ねた設問では、自治体 423 団体が回答している。このうち最多の 88.2% が『省エネ・グリーン購入などの通常業務』を本庁舎における環境マネジメントシステムの対象としてあげている。
- その他、『環境担当部局の環境施策』(56.0%)、『環境担当部局以外の施策』(54.1%)も5割を超えており、多くの自治体が環境マネジメントシステムの対象活動としている。
- 平成 18、19 年度との比較では大きな変化はみられず、いずれの項目もほぼ横ばいの推移になっている。

図表 III-43 本庁舎における環境マネジメントシステムの対象活動（3 か年比較 / 複数回答）



(注) 設問上、回答は本庁舎で環境マネジメントシステムを導入している自治体に限定している。
この設問の回答割合は回答した自治体数を基数(n)として算出している。
(平成18年度:n=437、平成19年度:n=420、平成20年度:n=423)